

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

ファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する国の補助金等の適用

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する適用を求める。

具体的な支障事例

我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあたっては、同方式を活用する事業を検討中である。

しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。

近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになると思う。

・ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となった場合は、手放すことが容易となる。

（人口増等による一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能）

・施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税金を見込むことが可能となる。

・維持管理等の窓口がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。

根拠法令等

ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県

○学校空調 PFI 事業は市保有方式を採用している。
○本市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。
本市における支障事例として、教室不足が予測される学校において、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を増設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備導入の際、リース方式を採用したため、「学校施設環境改善交付金」を活用できなかった事例がある。
ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。

各府省からの第1次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。
リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。
従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

リース方式による施設整備に要する費用が、「公の資産」の形成に資することにはならないため、当該負担金及び交付金の対象としていないとのことであるが、国庫補助については、年々、PPP 事業まで対象範囲を広げるものが増加している中、単に補助対象のメニューに追加するのではなく、今回の提案のように、PPP 事業の特性に即した内容に見直しながされていないことが課題であるとする。公共施設の運営方法が非保有手法など時代のニーズにより多様化する中で、地域の実情に即した公共施設の運営を支援するため、PPP の事業スキームに対応した補助金とするよう、補助対象の見直しに向けて前向きに御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。
リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。
従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」による卸売市場の整備においては、地方自治体が資産を保有しないPFI法に基づくBOO方式により既に補助対象としているところなので、非保有方式による整備の場合には活用を御検討いただきたい。

少子高齢化・人口減少といった人口動態等を踏まえた今後の公立学校施設の在り方については、中央教育審議会の答申(令和3年1月)や、当該答申も踏まえた、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の中間報告(令和3年8月)において、他の公共施設との複合化・共用化など、計画的・効率的な施設整備を進める必要性等が指摘されており、こうした状況も踏まえ、文部科学省としては、具体的な方策について検討を進めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(18)強い農業・担い手づくり総合支援交付金

食品流通拠点施設整備については、BOO方式による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、非保有手法の先進的な活用事例と併せて、BOO方式による当該施設整備が補助の対象であること等を、改めて地方公共団体に令和3年度中に周知する。

(関係府省:農林水産省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し

提案団体

吉川市、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われなかった場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。

具体的な支障事例

当市には、利用定員を恒常的に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあっては2年間)常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在所率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申込があったため、市の受入人数の増枠要請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在所率を120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監査において利用定員の変更を促しているが、本事業に対する効果的な防止策とならないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に関与することは困難である。公定価格上の減算調整措置は、恒常的に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することで、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えられるが、適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間のカウントもリセットされるため、実効性に乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に応じない場合についても、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による恣意的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も促しやすくなり、過大に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用

の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号)、保育所への入所の円滑化について(平成 10 年 2 月 13 日付け児保第 3 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市

○当市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均所在率が 120%未満になるとは思えない程度のもの)を行うことにより、減算調整措置の適用を意図的に回避したと思われる。

○提案団体と類似した問題があり、見直しが必要と考える。

○複数年にわたり利用定員を超える児童が入所している施設が県内でも散見され、今後も恒常的に超えることが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監査で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。

各府省からの第 1 次回答

保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中で保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。

公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合には減算する仕組みを設けている。

※一方で、この仕組みは、減算が行われるまで定員変更を行うことを妨げるものではなく、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることを踏まえ、市町村において当該期間の期限が到来する前に利用定員の変更を促すことは可能である。

なお、市町村は、児童福祉法に基づき、保育ニーズに対応した受け皿の整備を行うこととされており、定員超過が続く場合においては、保育の受け皿整備等により、その解消を図ることが考えられる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市におきましても、ご回答のとおり利用定員の超過が継続している保育施設に対して、度々、利用定員の変更を要請しておりますが、当該保育施設が応諾しない状況にあります。

当該保育施設は、子ども・子育て支援法における協力義務や国通知「保育所への入所の円滑化について(平成 10 年 2 月 13 日付け児保第 3 号)」に反する状況を理解しておりますが、減算措置が適用されないように、5 年目に意図的に受入人数を調整しております。

ご回答のとおり、子どもの受入れに対するインセンティブの意図は理解できるものの、このような行為が継続することは、適正な給付費の支給と利用調整に支障をきたすものであるため、提案のとおり、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直すようお願いするものです。

また、保育ニーズに対応した受け皿づくりについては、待機児童数が低水準で推移していること、特定園に申込が偏ること、今後の児童人口の推移を踏まえた場合に、直ちに新設する状況になく、現行制度の枠組みにより市として適切に対応しているものの、解決に至らない状況にあるための提案であることをご理解いただくようお願いいたします。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、都市自治体がこれまでから行っている待機児童解消を目的とした弾力的運用については利用調整を行っていることから、待機児童解消を目的として行う弾力運用については考慮する必要があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

公定価格では、年度途中入所への対応や待機児童の解消のため定員を超えて受入れを行う場合に、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給しているものであり、本提案により、保育所等での受入れが進まなくなることが懸念されるため、定員を恒常的に超過する場合の減算調整の見直しを行うことは困難である。
また、保育所等において定員変更が見込まれない場合には、それを踏まえた上で、地域の保育の受け皿を活用して適切に利用調整等を行うことが考えられる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(16)子ども・子育て支援法(平24法65)

(iv)教育・保育施設の設置者又は地域型保育事業を行う者については、実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っているときは、当該利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要があることを、地方公共団体に令和3年度中に改めて周知する。

(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

7

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における転園元と転園先の施設間同士の情報提供に係る規定の見直し

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)において、利用児童が他施設に転園した場合、転園元の保育所等の設置者が、転園先の施設に保育所児童保育要録を送付することを規定する((任意規定ではなく、保育所保育指針等において義務として規定する。))。

具体的な支障事例

就学前の子どもが利用する施設のうち、幼稚園は学校教育法施行規則第24条第3項、幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項に基づき、それぞれ「指導要録の写しを転園元から転園先の幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない」とされている。

一方、保育所等については、保育所保育指針において、就学時に保育所等から小学校に保育所児童保育要録を送付することが規定されているのみであり、転園に伴う児童保育要録の共有については規定されていない。そのため、保育所等から別の施設に転園したようなケースにおいて、転園先で転園前の様子が分からなかったり、伝えたい子どもの状況が伝えられなかったりするといった支障が生じている。保育所等についても、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、施設間の引継ぎを円滑に行う必要がある。また、地域型保育事業所の大幅な増加により、地域型保育事業所を利用する機会も増えているため、今後さらに施設間同士の情報提供の仕組みが重要となると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

転園先で転園前の様子を把握することで、他の保育所等から転園してきた子どもが新しい施設で円滑に生活をスタートさせることができる。また、アレルギー等に関する配慮事項について具体的な引継ぎがなされ、アナフィラキシーをはじめとする事故防止を図ることができる

これらは、全ての保育所等において取り組まれることにより十分効果を発揮するものであると考えられることから、任意規定ではなく義務規定とすることが望ましいと考えている。また、幼稚園及び幼保連携型認定こども園では従前から義務規定として定められているため、保育所等においても義務規定として定めることにより、就学前の子どもが利用する施設間での整合が取れるものと考えている。

根拠法令等

保育所保育指針

学校教育法施行規則第24条第3項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、富津市、中野市、豊橋市、たつの市、和歌山市、香川県、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県

○改定された保育所保育指針には保育所が教育施設であることが記された。要録送付が義務づけられている幼稚園、認定こども園同様、保育所も義務づけられることで、すべての子どもの転園時が円滑に図られるものと考ええる。

各府省からの第1次回答

御指摘の保育所児童保育要録については、「最終年度の子どもについて作成すること。」としており、幼稚園や幼保連携型認定こども園における指導要録とは異なり、毎年度作成することを求めている。（「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」（平成30年3月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長通知））御提案のように、転園の際、転園先に保育所児童保育要録等の送付を求める場合、新たに毎年度の保育所児童保育要録の作成を行うこと、又は現に保育所において作成している保育の過程と子どもの育ちに関する記録等を施設間で共有する事が必要となる。このため、保育士の業務負担の増大等につながるものであり、慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の目的は、転園時における施設間の円滑な情報共有の仕組みの構築であり、必ずしも新たに毎年度の保育所児童保育要録の作成等を求めるものではない。
当市では、令和2年から、保護者同意のもと保育所等の設置者が転園先に情報提供を行う取組を開始した。実施に当たっては、保育要録の様式を簡素化したものを転園時用に用意するとともに、伝えたい内容の記載がある書類の写しを添付する形でも構わないこととするなど、事務負担の増大につながらないよう配慮している。この取組について、現場の保育所等からは、「伝えたいことに絞って記入すればよいため記入側の煩雑さは感じていない。」「お子さんが1日の大半を過ごす保育所等が変わる場面で、次の環境にしっかり引き継ぐことができる意義を感じる。」との意見をいただいている。このように、例えば既存の児童票の写しを送り合うだけにすることで各市区町村の実情にあわせた方法によれば、保育士の業務負担の増大にはつながらないものと考ええる。
転園時の引継ぎは、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組であり、全ての保育所等が行うことで、市区町村や県をまたぐ場合等を含めた転園時の円滑な引継ぎが可能となることから、全国統一的に仕組みを整備する必要があると考える。また、地方独自の取組においては、児童の情報共有にあたり保護者の同意を得ることは避けられないが、支援・引継ぎが必要な児童ほど同意を得にくいという実情があることから、義務規定化することで、幼稚園や認定こども園では既に行われている取組と同様、保護者の同意なく引継ぎが可能となるようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

児童票等の保育所において作成されている子どもの育ち等に関する記録について、ご提案を踏まえ、保護者の同意を得た上で、可能な限り転園時に転園先の保育所に送付することを市町村に対して依頼することとし、その際、保育士の負担軽減に配慮する観点から、令和3年3月に公表した「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」において示されている様式等を活用いただきたいことを併せて周知することとする。
一方で、送付を全国の保育所に義務付けることについては、
①たとえ転園時に限ることとしても保育士の負担の増大につながりうるものであること
②保育所は子どもを養護するための場所でもあるため、家庭の状況など機微な情報が含まれうることから、その取扱には慎重になる必要があること
③福祉の実施にあたっては利用者の実情をよく伺った上で対応すべきものであり、一部地域の事情のみをもつ

て判断すべきではないことから、総合的な状況を踏まえて判断する必要があり、今後の検討課題とさせていただきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(4) 児童福祉法(昭22法164)

保育所等の利用児童が他施設に転園する際の児童に関する情報提供については、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」(令3厚生労働省子ども家庭局)に示す児童票の様式を活用するなど、保育士の事務負担に配慮した上で、可能な限り情報提供を行うことを保育所等に促すよう、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(関係府省:厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

10

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援交付金実績報告に係る手続の簡素化及び市町村から都道府県に対する提出期限の見直し

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援交付金について、実績報告に使用されているソフトウェア(Access)の様式の見直し及び市町村から都道府県に対する実績報告書の提出期限の見直しを求める。具体的には、実績報告で使用するソフトウェア(Access)について、データのインポートを容易にする等、入力をサポートする機能の追加を求める。また、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限について、国における経費の精算期限である4月30日までの範囲内で、例えば1週間後の4月17日とするなど、提出期限の延長を求める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条において、市町村から都道府県への実績報告書の提出期限は「4月10日まで」と規定されており、事業完了から実績報告書の提出期限までの日数が10日間と短いため、委託事業者に対して短期間での書類提出を求めざるを得ない状況である。なかには委託事業者が複数の施設を運営している場合もあり、短期間に複数施設の書類提出が必要となることから、委託事業者に過度な負担が生じている。

実績報告書作成に係るソフトウェアについて、国の様式はAccess、都道府県の様式はExcelとなっており、当市においては、同様の内容を2種類のソフトウェア用に2度入力することとなっている。また、国で使用されているソフトウェア(Access)においては、実際の入力作業にそぐわない様式の制限が設定されており、通常の入力作業を行った場合でもエラー表示が出るなど、入力作業の妨げになっている。特に、今年度のコロナ特例措置に係る入力作業においては、様式上の行挿入作業が制限されており、1つの項目を修正するために、最大数千回クリックする必要があるなど操作性に難があった。さらに、放課後児童クラブごとの金額を確認することもできないため、その都度、電卓で確認するか、エクスポートして集計する必要もあり、非常に使いにくい状況である。以上のことより、事業者及び市町村の双方において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じているため、実績報告に係る事務の簡素化及び提出期限の見直しをあわせて検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村から都道府県への実績報告書の提出期限が延長することにより、委託事業者に対し短期間での関係書類の提出を求める必要がなくなり、実績報告書に必要な書類の提出漏れや不備等が減少する。また、あわせて実績報告に係るソフトウェア(Access)の様式が見直されることで、市町村における事務負担が軽減され、実績報告書の不備等が減少するとともに、職員の時間外勤務も縮減されると考える。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、いわき市、高崎市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、豊田市、知多市、枚方市、三原市、熊本市、宮崎市

○令和2年度の実績報告では、期限内に提出したにも関わらず、提出後に Access のバージョンアップがあり、数回の再提出を余儀なくされた。また、バージョンアップによる更新も、実際に更新された事業を再入力することで反映されるものであったため、入力に時間をかける必要があった。これらのことから提出期限の延長または、Access の利用を再検討していただきたい。

○提案が実現されれば、当市においても、現状業務の改善、事務量軽減につながることを期待されると考える。

○実績報告書の提出期限については、提案自治体と同じように、事業者及び市町村の双方において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じている。そのため、実績報告に係る事務の簡素化及び提出期限の見直しについて賛同する。

○事業完了から実績報告書の提出期限までの日数が短く、実績額を早期に確定するため、事業者等に短期間で報告を求めるなど関係者の負担がおおきいことから、福井市と同様に提出期限の延長を求める。

また、実績報告書作成に係るソフトウェアについて、国と県それぞれの様式に同じ内容を入力する作業が生じており、職員の事務負担軽減及び重複作業に伴う入力ミス等を防ぐためにも、事務負担の軽減や簡素化を求める。

○事業者、市町村及び県において、短期間での実績報告に係る過度な事務負担が生じている。

○子ども・子育て支援交付金の実績報告については、国・都道府県へほぼ同一の報告をするにもかかわらず、国と都道府県の実績報告書作成に係るソフトウェアに違いがあり2種類のソフトウェアに2度入力することになっており、入力作業・確認作業にかなりの時間を要している。

Access において「内閣総理大臣あて」「都道府県知事あて」2種の申請書・実績報告書を出力できないか。もしくは、国交付要綱に読み替え規定もしくはみなし規定を追加し、国あての申請書・実績報告書の鏡文のみを差替え、そのまま都道府県あての申請書・実績報告書とみなせないか。

○データの集計を行う際に、エクスポートを行う必要があることがあるが、エクスポートしたエクセルファイルが見づらく、集計にも一工夫が必要な状態である。

○提出期限が実績年度終了から間がなく、短期間で事務処理する必要があるため、作成書類の確認が十分にできないことから、記載漏れや誤りが発生し、報告後に報告内容の訂正等が生じるなど、同様の支障事例が生じている。

○実績報告書の期限が短期間で、事業者、市において事務負担が大きく、誤りの恐れがある。また、EXCEL と ACCESS の様式があることも事務負担の要因であるため、見直しに賛同する。

○当市においても国及び県で報告様式を作成するソフトウェアが異なっていることで、事務が煩雑になっていることに加えて、実績報告までの期限が短いことにより、年度当初の事務が多忙を極める状況になっている。実績報告の様式、提出方法についても、抜本的な改善を要求したい。

○民間児童育成クラブの中には保護者会が運営しているクラブもあり、会計の方も就労をしている中、会計書類の提出を短期間で行わなければならないと過度の負担が生じている。

各府省からの第1次回答

お問い合わせの実績報告に使用されているソフトウェア（Access）の様式の見直しについては、毎年度のソフトウェア更新にあわせて利用者マニュアルの見直しをしているところだが、本ソフトウェアが市町村の方にとって使いやすい、入力作業を迅速に行うことができるよう、同マニュアルの見直しにいつそう取り組んで参りたい。市町村から都道府県への実績報告提出期限の見直しについては、関係省庁に相談しながら、他の事業の交付要綱状況を見て検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実績報告の提出期限については、事業者の負担という視点も踏まえた上で、国への報告期限までの中で、可能な限り本交付金の実績報告にかかる関係各所の事務負担が軽減されるよう、期限の延長について実現していただきたい。

加えて、利用者マニュアルの見直しだけでは、事務負担軽減の効果は限定的であるため、実際の入力作業にそぐわない現在の様式自体の見直しを検討されたい。その上で、利用者マニュアル見直しとあわせ、その他の添付書類作成に必要な数値を実績報告様式から算出できるようなツールを整備するなど、事務作業負担軽減に資する支援をお願いしたい。また、国と都道府県で用いているソフトウェアの違いからか、同様の内容を Access

と Excel の2種類のソフトウェアにより入力することを求められており、負担が大きいため、国と都道府県間で Access ないし Excel いずれかに報告様式の統一を図られたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

様式の見直しについては、提案団体の提案に沿って、自治体の事務負担を軽減するような方法に見直しを行うこと。

なお、提出期限の延長については、都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

各府省からの第2次回答

市町村から都道府県への実績報告提出期限の見直しについては、関係省庁と相談しながら、都道府県に与える影響も踏まえつつ、検討してまいりたい。

様式の見直しについては、今後検討するが、多量のデータを扱う観点から Access の利用は必須と考えている。都道府県の報告様式の状況を確認しつつ、Access への切り替えの呼びかけを検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(16) 子ども・子育て支援法(平24法65)

(vi) 子ども・子育て支援交付金の交付申請に係る実績報告については、報告書を作成する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

- ・報告様式への入力事務を効率化するため、令和4年度中に報告様式を改善する。
- ・市町村から国への報告様式と、市町村から都道府県への報告様式を統一することについては、令和3年度中に地方公共団体の実態を調査し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・市町村から都道府県への提出期限の延長については、都道府県への影響を踏まえつつ検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉法人及び社会福祉施設等への指導監査等の実地を伴わない手法の検討

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉法人及び社会福祉施設等(保育所・幼保連携型認定こども園・地域密着型特別養護老人ホーム、認可外保育施設・有料老人ホーム、指定障害福祉サービス事業所、指定介護保険サービス事業所等)に対する指導監査・立入調査・実地指導等の実施は、実地による実施が原則とされている。そこで、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、実地によらずとも監査等の実施ができるよう、書面やリモート等による方法も可能としていただきたい。

具体的な支障事例

社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査・立入調査は実地を伴っての実施が原則とされているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えている。昨年度は、法人・施設側からの要望もあり、現地には赴かず、調査票や自主点検表などの書面提出と電話等での聞き取りにより、運営状況の把握を行ったが、監査方法を定めた法令や要綱には、監査方法を実地に限定するものや、実地によらない弾力的な監査も可能である旨を記載していないものが多く、これらに拠ると法定の監査を行っていない状況である。現状も感染収束の気配が見えず、再開できる見通しも立たないため、今後もしばらく実地での監査の未実施が続く可能性が高い。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わずリモート等による実施について検討をお願いしたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設職員や施設利用者等との接触機会を削減でき、感染リスクを大きく軽減できる。また、感染拡大防止の観点に限らず、現地への立入が困難な状況下においても滞りなく監査等を実施できる。さらに、当日の移動時間が省略でき、実施効率上がる。

根拠法令等

「社会福祉法第56条」、「児童福祉法第24条の34、第46条、59条」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律第19条」、「老人福祉法第18条、29条」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条」、「介護保険法第24条」等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、郡山市、川口市、富津市、川崎市、福井市、佐久市、関市、浜松市、滋賀県、草津市、八尾市、羽曳野

○令和2年度における本市による指導監査においても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により実地による指導を自粛した事例があった。

○新型コロナウイルスの問題により実地による指導監査ができない状況が長期化しており、適切な事業運営が行われているかの確認ができていない、また監査等周期が守られていない状況にあり、監督庁として責任が果たせていないだけでなく法人や事業者も不安に感じている。国としても、現状において有効な指導方法について例示してもらいたい。

○当該社会福祉法人は、特別養護老人ホームを経営しており、令和2年度に法人指導監査の対象であったが、老人ホームが医療施設に隣接する形で経営されていたことから、新型コロナウイルス感染症拡大予防を理由として、指導監査の対応を拒否された。厚生労働省が指導監査においては柔軟な対応を求めるという通知を発出していたことから、令和2年度は当該法人における指導監査を中止し、令和3年度に延期という対応にしたが、今年度においても引き続き指導監査を拒否される可能性が高い。したがって、このような法人への柔軟な対応が可能になることから、リモート監査又は書面監査などの現地への立入を伴わない指導監査が認められることは非常に有意であると考えます。

○提案団体と同様、高齢者施設におけるクラスター発生防止の観点から、家族等であっても入所者との面会を不可とされていた施設もあり、こうした施設側での感染対策が徹底されているなか、必ずしも実地による指導を要するかどうかについては、柔軟な対応とされたい。

○特定教育・保育施設、認可外保育施設について、本市でも感染拡大防止の観点により一部施設は現地への立ち入りは行わず、書面提出等で実施を行っており、今後のことも考えると書面・リモートでの実施も可能としていただきたい。

○当団体においても、実地での指導監査に制限がかかる中、質問票や自己点検表、備付書類の提出、電話によるヒアリング等によって、施設の運営状況の確認を行ったところであるが、制度上、これらは監査とみなすことができない状況となっている。また、当団体では、島しょ地域などの遠隔地にある施設や法人に対する指導監査を担っているが、コロナ禍において実施を見送った。特に医療資源が乏しい地域において感染拡大防止の観点からリモートでの実施が可能になれば、指導監査を円滑に実施することができる。

○介護保険事業所等に対する指導について、令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、高齢者虐待や不正請求等の重大な法令違反が疑われるものを除き、原則として、事業所の訪問ではなく、来庁による報告等により行わざるを得ない状況が生じている。しかしながら、介護保険法第23条等においては、文書の提出、報告や質問の方法や場所について定めはないものの、国の要綱上、「事業所において行う」ことを念頭においており、来庁による指導や書面指導等、事業所の訪問によらない指導方法については位置付けられていない。新型コロナウイルス感染症が終息した場合であっても、年々増加傾向にある介護保険事業所等に対する指導を着実に行うためには、指導項目の効率化のみならず、指導方法そのものの見直し・検討が必要であり、確認内容によっては、必ずしも事業所の訪問によらない指導でも確認を行うことは可能であることから、実効性が担保されるのであれば、事業所の訪問によらない指導方法についても、要綱上の位置づけがされるべきと考えます。

○監査方法を定めた法令や要綱では、監査方法を実地に限定しているため、これらによると法定の監査を行えない状況である。そのため、今般のコロナ禍のような状況下においても法定の指導監査が実施できるよう、現地を伴わず書面やリモート等による実施情報についても検討をお願いしたい。それにより、実地監査に比べて感染症拡大による実施時期の変動リスクを少なくでき、滞りなく効率的に監査等を実施できる。また、感染症拡大時においても接触機会を減らすことができ、感染者発生等の施設運営上のリスクも軽減できる。

○当団体においても高齢者施設を中心としたクラスター発生により、現地に出向く法人・施設の指導監査の実施が困難な状況になっている。このままの状況が継続した場合、法人における運営状況の確認ができないため、書面やリモートを活用した法人・施設監査について検討するも、現地に出向いた監査でない場合は、監査実績としてカウントされない旨、国から見解が示されている。コロナ等の状況下においても、地域の実情に応じた法人等への適切な指導助言の取組みが促進されるよう現地に出向く指導・監査の実施に代わる、監査の実施方法について国において検討をお願いしたい。

○提案団体と同様に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、現地への立入を控えており、ワクチン接種が進んできているとはいえ、今後しばらくは、実地での監査ができない見込みである。このような状況を鑑み、平時の指導監査方法に加えて今般のコロナ禍のような状況下における指導監査方法について、事務的・財政的な負担にも配慮してお示しいただきたい。

○本市においても同様に新型コロナウイルス感染症の影響により実地指導を行っていない状況があるが、書面やリモート等による指導の有効な方法については課題があり、慎重な検討を要すると思われる。

○内部通報等による現地確認の必要性が高いと判断される案件については、感染防止対策をした上で行って

いる。実地指導については、代替手段として、書面による検査と電話確認で行っているが、いわゆる実地指導としてカウントできないのは厚生労働省に確認して承知している。コロナ禍においては、事業所の運営の質を確保するためには書面による検査も有効と考えられるため、実地指導に相当するものとして認めてもらえるとありがたい。

○通常時に関しても、例えば過去3年間指導事項等がなく、適正な運営を行っている施設等についても、実地調査を書面やリモートで実施することにより、施設等と行政の事務効率化が図られる。

○今般の新型コロナ禍の中、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査等について、当県は令和2年度において、書面が認められていないもの(社会福祉法人、社会福祉施設のうち児童福祉施設等)について、未実施若しくは例外的に書面により行った。令和3年度は、書面及び施設外での指導監査等を実施している状況。

○当市では、実地指導は毎年10件程度実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の実施件数は1件のみでした。

○当市も提案団体と同様の状況にあり、実地指導等の実施を見合わせた場合、サービスの質の確保及び保険請求の適正化について指導をする機会が失われることになると考え、前年度から書面指導という手法で従来の事前提出書類に加え、一連のケアマネジメントプロセスに関する書類も提出していただき(メール可)、電話によるヒアリング及び書類に基づく指導を実施し、場合によってはメールで参考資料を送付するなど、懇切丁寧な指導に努めている。実地で行えない場合を考慮していただき、非常時における柔軟な手法を用いた指導のあり方の検討をお願いしたい。※上記は、定期的な指導を行う場合の事例であり、監査や必要時の現地確認は除く。

○令和2年度から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当市が指定する介護サービス事業者の実地指導を行っていない状況である。

○新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、緊急を要する実地指導・指導監査を除いては事業所への立ち入りを中止している。そのため、事業所の運営状況を確認できない状況が継続している。事業所に対する適正な運営指導を行う上でも、実地指導が行えない状況下での指導体制の構築について検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

【社会福祉法人】

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえて、感染症のまん延を防止する必要性が高く、実地による監査が困難と国が判断する場合には、当該年度において、社会福祉法第56条に規定する社会福祉法人に対する指導監査のうち「一般監査」について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に、指導監査ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保した上で、書面やリモート方式のみによる監査も可能とする特例的な枠組みの創設を検討することとしたい。

【老人福祉施設等】

老人福祉施設の監査について、定期的を実施する監査は、原則毎年1回、実地での実施を求めているが、前回監査の結果によっては書面による監査を認めている。

介護保険施設等の指導について、コロナ禍の対応として、実地指導は柔軟な対応とすることや、集団指導はオンライン等を活用した方法について検討し実施を求めている。

有料老人ホームの指導について、集団指導はオンライン等を活用した方法を示している。

提案を踏まえ、オンライン等が可能なものは、オンライン等を活用した実施も差し支えないとする旨の通知の発出等を含め、改めて検討する。

【児童福祉施設等】

児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令により、都道府県知事が1年に1回以上の実施検査を行うこととしているが、今般の新型コロナウイルス感染症の流行の状況をふまえ、感染拡大防止対策と両立した指導監査の在り方等について検討を行うこととしている。

認可外保育施設、及び幼保連携型認定こども園についても、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいりたい。

【障害福祉施設】

指定障害福祉サービス事業者等に対しては、指定又は施設基準の基本的事項を確認することにより、原則、定期的に実地で指導を行っており、当該指導については、特に利用者等に対するサービス提供状況及び給付費の請求事務が適正に行われているかの確認が重要であり、現地での確認を伴わないリモート等の方法で適切な指導が可能かどうか、慎重な検討が必要であると考えているが、一方で、感染拡大防止の観点も重要であるため、感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行っていききたい。

(別紙あり)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【社会福祉法人】

概ねお示しのとおり、検討願いたい。

また、書面やリモート方式のみによる指導監査を実施するにあたって、ガイドラインに沿った監査内容の実効性が確保されるための手法についても具体にお示し願いたい。

【老人福祉施設等】

一部施設類型においては、条件によっては書面等を活用した監査が既に認められているが、前回監査の結果が不相当であった施設や、新規施設については依然として書面等による監査の対象とできないため、それらも含めて網羅的に取り扱えるように検討願いたい。なお、監査時期の延期は、監査を行うことが困難な事由が長期化した場合の抜本的な解決策とはなり得ないことから、こういった状況下においても適切に監査が実施できるよう書面等による監査を実施できるような取扱いを検討いただきたい。

【児童福祉施設等】

概ねお示しのとおり、検討願いたい。

認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園についても、児童福祉施設との均衡に留意し実施されるべきと考えるため、同様の頻度・手法で実施できるよう検討願いたい。

【障害福祉施設等】

首都圏や関西圏においては昨年より断続的に緊急事態宣言措置、まん延防止等重点措置の対象となり、感染状況が落ち着くことがなく、特に不正が疑われるような事業所への指導をどのように行うべきか苦慮している。今後もしばらく感染収束の見込みも見えないため、次善の策としてリモート等による指導が行えるよう特例的な措置を早急に検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】【社会福祉法人】

「一般監査」について実地による監査について、実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断した法人を対象に（中略）書面やリモート方式のみによる監査も可能とする（後略）とあるが、社会福祉法人の指導監査事務が法定受託事務であることを考えると、『支障がないと判断』することについても、判断するための指標はお示しいただく必要があると考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、指導監査等の方法について、有効な具体的方法を示していただきたいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

【社会福祉法人】

ガイドラインに沿った監査内容の実効性を確保するための方法及び実地による監査に限定しなくても支障がないと所轄庁が判断する際の考え方については、今後 Q&A 等において、所轄庁の判断の余地を確保しつつ、お示しすることを検討したい。

【老人福祉施設等】

今般の提案団体からの見解については、第1次回答において、老人福祉施設、介護保険施設等及び有料老人ホームについて対応を検討しているものであり、前回の定期監査等の結果において運営に問題があった施設及び新規施設についてもこれに含まれている。

なお、関係通知の発出等については、速やかに検討の上、対応する予定である。

【児童福祉施設等】

児童福祉施設に対しては、現状、児童福祉法施行令第38条（昭和23年政令第74号）により、都道府県知事が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかについて1年に1回以上の実施検査を行うこととしている。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行により、児童福祉施設における平時からの感染症等に対する備えや、感染症流行時の業務継続の重要性が再認識され、また、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染防止対策と両立した実施が求められている。

これらを踏まえ、児童福祉施設における感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行って

る。

認可外保育施設についても、質の確保に留意しつつ、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、検討を行う予定である。

なお、幼保連携型認定こども園の指導監査については、上記児童福祉施設の指導監査の在り方等も踏まえ、必要な検討を行ってまいりたい。

【障害福祉施設】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した障害者福祉施設等に対する指導監査の在り方については、「児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会」における議論等を踏まえて、実地によらない指導監査が可能なケース等について検討する。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(14)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

幼保連携型認定こども園に対する一般指導監査については、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、実地によらない実施方法について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育事業等に関する類似基準に係る省令改正の施行時期の統一

提案団体

茨木市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合は、当該基準に係る省令改正の施行時期を統一することを求める。

具体的な支障事例

市町村が「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」を条例で定める場合には、国が定める上記基準に従い又は参酌し定めることとされている。

しかしながら、両基準において、共に類似する内容の改正であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、市町村における条例改正についても別々の時期に行わなければならない状況が生じており、条例改正に係る事務負担が増大することに加え、条例改正にあたり類似した内容にもかかわらず改正時期が異なる理由についての説明を求められるなど、議会での説明に窮している。条例改正の時期については、各自治体の裁量によるところであるが、当該省令には従うべき基準や参酌すべき基準が含まれていることから、各々の省令改正の施行時期にあわせて速やかに条例改正を行う必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

条例改正を同時期に行うことができるため、条例改正に伴う事務及び説明等の効率化が見込める。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、水戸市、前橋市、千葉市、横浜市、川崎市、中野市、大阪府、枚方市、広島市、三原市、松山市、宇和島市、高知県、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」において、類似する内容の基準改正を行う場合が多いにもかかわらず、詳細な内容が公開される時期がそれぞれ異なるため、事務処理や議会対応の中で、事務が煩雑化している現状がある。

○令和3年3月23日付で厚生労働省が児童福祉法施行規則、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を含む厚生労働省令に関し、電磁的記録等を認める旨の改正を行い、令和3年7月1日施行とされているところである。当市においても関係条例を改正する手続きを行っていますが、内閣府においても、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則について、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行う方向で検討を進めており、改正時期が統一されていないことで、条例改正のタイミングがずれ支障が生じている。

○当市でもそれぞれ条例にて定めており、改正の際は同一の内容であるにもかかわらず、省令改正の施行時期が異なるため、類似した内容を議会へそれぞれ説明しなければならない。事務としても煩雑であるため施行時期の統一について当市としても希望する。

○当市において、今般、電磁的記録に係る基準省令の改正が行われているが、府令の改正は行われておらず、施行時期は統一することが予定されているものの、公布の時期が異なっており、結果的に条例改正の手続きが間に合わないというケースもある。

各府省からの第1次回答

御指摘の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」など、今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

条例改正を行うにあたっては、議会上程に係る事務や準備に費やす時間が負担になっていることを理解いただいた上で、回答のとおり今後類似する内容の改正を行う場合には、各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切な対応をお願いしたい。

また、基準省令の改正の公布から施行までに十分な期間を設け、市町村が条例改正を行うにあたり、十分な準備期間が持てるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

各基準省令の所管省庁間で、改正内容や時期について情報共有等を行うなど、緊密に連携を図りつつ、適切に対応してまいりたい。

また、改正にあたっては、各自治体における条例改正にかかる準備期間等を踏まえ、可能な限り公布から施行までの期間を確保できるよう対応してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】
(6)児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)
(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平26内閣府令39)については、市区町村の円滑な事務に資するよう、府省間で緊密に連携を図り、同趣旨の内容の改正を行う場合には原則として時期を統一する。
(関係府省:厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

41

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県障害者計画、都道府県障害福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。
または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。
併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。

具体的な支障事例

障がい福祉に関し、都道府県には、障害者基本法に基づく障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画等の策定が求められている。
障害福祉計画は、障害者計画の一部であり、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置付けであるため、例えば、地域生活移行者数や障害福祉サービス見込量等の成果目標や、目標達成のための方策等について、内容が重複している。
しかし、両計画とも策定義務があるため、それぞれの計画策定について、実態把握調査の実施、住民意見の反映等の作業に加え、学識者や障がい当事者等で構成された審議会で複数回審議するというプロセスが必要となり、大きな負担となっている。
また、障害福祉計画が3か年計画であるため、次期計画の策定に向けた現行計画の効果等の検証を、2か年の取組実績により行うことになるが、2か年という期間は検証には短く、次期計画に現行計画の反省点等を十分に反映できない。
さらに、名称及び内容の近い計画が複数存在することは、住民の分かりにくさにもつながっているため、両計画を統合し、1つの計画にできれば、業務負担の軽減及び住民の分かりやすさ向上を図ることができるが、両計画の計画期間が異なることが統合の妨げとなっている。
障害福祉計画は、法に基づく基本指針において、3か年の計画と定められている一方、障害者計画は、計画期間の定めはないものの、法において国の障害者基本計画(5か年計画)に基づいて策定することとされており、5か年計画としている地方公共団体が多い。
これを踏まえ、国の基本指針により定められる障害福祉計画の期間と、国の障害者基本計画の期間が同一、又は、例えば、3年間と6年間など、中間見直しがしやすい期間になっていれば、両計画の統合や策定作業の一本化による負担軽減等が図られやすくなるものと考え、提案するものである。
また、更なる業務負担の軽減に向けて、両計画の内容の簡素化についても、併せて提案する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害福祉計画等を障害者基本計画と同じく5か年の計画とした場合には、障害福祉計画等と障害者計画を統合しやすくなり、計画本数の減少による策定作業の負担軽減が図られる。
名称及び内容の近い計画が1本化することで、住民の分かりやすさの向上にもつながる。

計画内容が簡素化された場合についても、内容面での重複が解消されることにより、計画策定に係る負担軽減が図られる。

根拠法令等

障害者基本法第 11 条第 2 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 87 条第 1 項、第 89 条第 1 項、児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茨城県、前橋市、千葉県、小平市、長野県、豊田市、西尾市、京都市、浜田市、高知県、五島市、大分県

〇両計画とも策定義務があり、それぞれ、実態把握調査の実施、住民意見の反映、審議会の複数開催が必要となり、負担が大きい。根拠法はそれぞれ異なるものの、名称や内容が類似する計画が存在することで、住民をはじめ、審議会委員であっても分かりにくい状況である。当市は、障害福祉計画・障害児福祉計画を一体で策定、障害者基本計画については 5 か年計画で別に策定している状況であるが、3本の計画の統合により、分かりやすさとともに、事務の負担が大きく軽減される。

また、障害福祉計画については、計画期間が 3 か年と定められており、検証するには 2 か年の実績を基に検証することとなり、十分な検証ができていないとは言い難い。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

「障害者基本法(平成 25 年法律第 65 号)」に基づく都道府県及び市町村における障害者計画(以下「障害者計画」)の策定については、障害者基本法第 11 条第 2 項及び第 3 項において、障害者基本計画を基本とする旨定められている。

障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間については、地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて決定することができる。また、地方公共団体の判断により、障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することも可能である。

【厚生労働省】

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、国において基本指針を定め、この指針を元に各地方自治体が約 1 年間で計画を作成し、新たな計画期間を迎えることとなっている。また、国においては 3 年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質 2 年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないという指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3 年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和 4 年度に議論を行うこととしたい。

なお、障害福祉計画の簡素化については、令和 2 年地方分権改革提案(管理番号 210②)により一定の整理を得たものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

【内閣府】

障害福祉計画の期間は国の基本指針で 3 か年と定められていることから、障害者計画と障害福祉計画等を一体的に策定する地方公共団体においては、3 か年の計画、あるいは 6 か年の計画として 3 か年目に障害福祉計画に関する内容を改訂している場合が多い。現在、障害者基本計画は 5 か年の計画であることから、国と地方公共団体で計画策定年が大きくなりすぎていくこととなり、障害者基本計画の内容を適切に反映できない。

地方公共団体が、住民への分かりやすさや負担軽減を目的に障害者計画と障害福祉計画等を一体のものとして策定することが前提になりつつあることを認識していただき、厚生労働省と連携を図ることで、地方公共団体の負担軽減に努めていただきたい。

【厚生労働省】

報酬改定の内容が示されるのは、毎回2月上旬であり、実質的に、報酬改定を踏まえて計画を策定できるタイミングとはなっていない。また、報酬改定により直接の影響を受けるのは、サービス見込量が主であり、それをもって成果目標等他の項目全てを3年間で見直す理由にはならないと考える。なお、サービス見込量については、計画の一部見直し等で対応が可能である。

また、簡素化については、一部の項目を努力義務としたことで整理済みとしているが、例えば、努力義務とされた「サービス見込量確保のための方策」について、住民への説明責任の観点から、見込量の確保策を記載せざるを得ないなど、努力義務とされたものでも、実質的に義務付けに近い項目が多い。

このため、例えば、活動指標は国の基本指針で細かく定めずに、地方公共団体の判断とするなど、地方公共団体の自主性を反映できる方向での実質的な簡素化が必要と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

都道府県障害者計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化若しくは努力義務化すべきである。

なお、「できる」規定等とした場合でも、計画の策定を補助金交付の要件とするなど、計画を策定せざるを得ないこととならないよう留意すること。

都道府県障害福祉計画の内容の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告で存置が許容されていないものは、規定そのものの廃止、規定の例示化又は目的程度の内容へ大枠化すべきである。

また、計画期間については、地方自治体が地域の実情に応じた設定が可能となるよう、計画の根拠となる基本指針の見直しを求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○障害者基本計画について、計画期間を見直すことができない理由がないのであれば、障害者計画と障害（児）福祉計画を一体的に策定している地方公共団体の実態を踏まえ、計画期間の見直しについて前向きに検討いただきたい。

○障害（児）福祉計画について、計画期間の短さがネックとなり、計画策定の業務負担が増大し、実際の障害福祉サービスの提供に注力する時間が削られるといった問題が生じている。このような実態や、計画策定というプロセスを踏まえると、3年という期間では足りないのではないか。

○3年毎に改定される報酬改定との整合性が取れた対応等ができないとのことであるが、計画記載事項について、報酬改定に関連する事項とそうでない事項に分類し、前者については策定から3年経過時に見直すこととした上で、計画期間自体は、地方公共団体の負担軽減やPDCAサイクルの円滑な推進の観点から、より適切な期間（6年間等）に見直すべきではないか。

○報酬改定内容の公表が2月に実施されている中、当該内容を地方公共団体が4月から始まる次期計画に反映させることは、事実上困難な実態があるのではないか。

○上記について、地方公共団体が次期計画の策定作業を令和4年度から開始することから、早急に検討を進めていただきたい。

○計画の記載内容の簡素化や基本指針の策定・Q&Aの周知の早期化を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第6条において、国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を「総合的かつ計画的に実施」する責務を有することを規定している。障害者施策は、

教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用分野など多岐にわたるものであり、地方公共団体が当該責務を果たすためには、国の機関(本省及び地方支分部局)等とも協力しながら地域ごとの実情に応じた計画を策定することにより、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。また、実態としても、令和2年4月時点において、全都道府県が計画を策定済み、約9割の市町村が計画策定済みであり、当該計画に基づき障害者施策の推進に取り組んでいる状況にある。首長や地域の関心・理解等により施策が後退するようなことなく、全地域的に総合的かつ計画的な施策の実施に引き続き取り組んでもらうためには、現行のとおり、地方自治体と国との協力に係る事務として、各地域での計画策定を全国的に統一した対応として行っていただく必要がある。なお、都道府県、市町村の計画策定は、平成16年の議員立法による改正で義務付けされているものである。

一方、障害者計画に規定すべき具体的な内容、計画の策定期間や期間については法定しておらず、各地方公共団体の裁量に委ねられている。このことについては、これまでも各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨回答してきているところであり、今後は各地方公共団体への周知も検討してまいりたい。また、障害者基本計画の計画期間については、障害福祉計画及び障害児福祉計画だけでなく様々な分野の計画とも関連するものであるところ、当該2計画のみを念頭に計画期間の見直しを行うことは適当でないとする。

【厚生労働省】

一次回答でも申し上げたとおり、国においては3年毎にサービス提供の在り方の見直しを含めた障害福祉サービス等報酬改定を行っていること等から、その改定内容等を踏まえて作成する必要のある障害福祉計画及び障害児福祉計画については、この改定等に合わせた計画期間とすることが制度設計上重要と考えている。

他方で、実質2年間の実績を踏まえた短いサイクルでの計画見直しとなっており、施策効果の検証の時間が十分に取れていないというご指摘については真摯に受け止める必要がある。

以上のことから、一部、障害福祉サービス等報酬改定等、3年毎に見直しを行っている政策の影響を受ける項目の期間延長は難しいものと考えているが、その他の項目の期間については、今回の地方分権改革提案でも複数のご提案をいただいている点、他の計画との関係に留意しなければならない点に加え、障害福祉行政を円滑に進めていくためにどの長さが適当か慎重に検討する必要があるため、次期計画の基本指針の内容を議論する予定である令和4年度に議論を行うこととしたい。

なお、令和4年度の検討に当たっては、期間延長が難しい項目に係る見直し時期の考え方についても併せて議論を行うこととしたい。

この他、障害(児)福祉計画の簡素化については、令和2年地方分権改革提案(管理番号210②)により一定の整理を得たものと考えているが、次期計画の基本指針を検討する際には、計画に記載する項目の精査に取り組んでまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(10)障害者基本法(昭45法84)

障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

53

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置の延長に係る申出手続きの簡素化及びDV等支援措置期間の延長

提案団体

吉岡町、渋川市、安中市、みどり市、榛東村、神流町、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」(以下「DV等支援措置」という。)における延長の申出手続きに関して、申出者が行う警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等(以下「相談機関等」という。)及び市町村窓口への出頭による本人確認の省略並びにDV等支援措置期間を1年を超えて設定することを可能とすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

DV等支援措置の期間は1年となっており、DV等支援措置の対象者が当該措置の延長の申出を行う場合、1年ごとに初回と同様の手続きが求められ、相談機関等及び市町村の窓口に出頭し本人確認を受ける必要がある。窓口への出頭が必要なため、市町村窓口でDV等支援措置の延長の申出を行ったのにも関わらず、相談機関等に相談に行かなかったことで、やむを得ずDV等支援措置が終了に至ったケースがある。

【制度改正の必要性】

DV等支援措置の期間は、初回又は延長の手続きであるか否かを問わず1年となっているが、特に延長手続きを行う対象者については、初回の手続き時と比べて対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられ、1年ごとにDV等支援措置の延長の申出を行わなければならないことについては、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも柔軟な対応を可能にすることを求める声がある。また、DV等支援措置の延長の申出者は、加害者が訪れる可能性のある窓口で延長のたびに足を運ばなければならない、出頭を伴う手続きは被害者にとっては精神的な負担であり危険を伴うものとなっている。DV等支援措置の延長の申出のたびに窓口に出頭しなければならないことについても、当町職員だけでなくDV等支援措置対象者等からも利便性の高い手続となるよう見直しを求める声がある。

【懸念の解消策】

DV等支援措置の対象者が延長の申出を行う場合、本人確認は初回の申出時に行っていることから、出頭による本人確認の方法を緩和し、相談機関等及び市町村において初回で控えた相談や申出の内容で本人を特定する電話受付や本人確認書類同封による郵送等での延長手続きを可能とする。また、延長の手続きは初回の手続き時と比べてDV等支援措置対象者の環境が大きく変化することは少ないと考えられることから、当該対象者が延長の申出をする際に、例えば3年を超えない範囲で対象者の希望により支援措置期間を選択できるようにするなど柔軟な対応を可能とする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

DV等支援措置対象者が市町村窓口に出頭することによる加害者からの追跡のリスクや精神的負担を減らすこと

ができる。また、延長の手続きが簡略化されることで、DV等支援措置対象者の負担軽減に加え、市町村の受付事務の負担軽減も見込める。さらに、DV等支援措置の延長切れを防止することができ、被害者への切れ目のない支援につながる。

根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領第5-10ア(エ)、キ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、中標津町、盛岡市、いわき市、桐生市、川口市、練馬区、長野県、佐久市、知多市、田原市、和泉市、兵庫県、吉野川市、香川県、宇和島市、久留米市、大村市、延岡市

○当市においても、申出者が相談機関へ出頭ができず、支援措置を終了するケースが発生している。引き続き支援が必要な場合は、相談機関への出頭なく、本人から状況や必要性の聞き取りなどにより延長の申出が行えるよう事務の見直しを求める。

○支援措置の件数は増加傾向にあり、限られた担当者的人数では管理しきれなくなる可能性もある。制度を簡素化することで、支援者の情報を少ない人数で守ることにつながる。

○DV加害者からの暴力等の恐怖によって外出することができないために継続支援を受けられない場合があり、被害者救済の観点から制度改正等の要望を受けるケースが多くある。

○支援措置対象者にとって延長手続きが負担となり、支援措置が終了となるケースが多くみられる。手続きの簡略化により、支援が必要な対象者の負担が減ることが期待される。

○市町村窓口での延長申出の際に郵送で受付することについては、申出者の負担軽減につながることから賛同する。

○申出者からの電話では延長希望の旨が確認できたものの、体調が優れない等の理由により、相談機関や市役所に来ることができず、延長の申出をすることができなかったケースが数回あった。

各府省からの第1次回答

DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしている。

支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切って、虚偽の申出を防ぐため、対面の本人確認を行った上で状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えており、現時点では支援措置期間の長期化や本人確認等のあり方の見直しについては、慎重な対応が必要なものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答において、被害状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を1年と定めていることが示されているが、実際には、DV等被害者の置かれた状況に変化が起こることはほとんどなく、継続して支援を必要とする者が多いため、期間を1年とする合理的な理由はないと考える。

また、初回の申出では、被害者を出頭させて本人確認をすることの必要性はあると考えられるが、既に支援措置の特例を受ける申出者及び加害者を含む第三者が虚偽に延長を申し出る利益はなく、延長する者に出頭することを求めてまで本人確認をする必要性は低いと考える。むしろ、延長の意思があっても、相談機関等や市町村窓口を訪れることができないために、延長手続きができず支援措置が失効している事例が、追加共同提案団体からも示されているように全国的に存在していることを踏まえると、延長手続きの簡素化を実現する意義は大きい。

DV等支援措置の期間の延長や、本人確認書類の郵送、マイナンバーカードの活用等を可能とする延長手続きの「出頭」要件の見直しにより、延長手続きにかかる申出者の負担軽減が図れるため、支援措置制度の充実につながると考える。繰り返しとなるが、支援措置の特例を受ける申出者や関係機関の双方にとって、現行制度の見直しによる負担軽減の意義は大きいと、本提案内容の実現を強く要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【和泉市】

回答にある通りの原則的な対応を行っているが、DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者もいらっしゃるため、日常生活に支障を来たす方の場合には、支援措置の継続性について、一定の配慮が必要であると考えている。
実際に制度に対する要望を直接いただいた事もあり、被害者が継続を希望されたとしても手続きに来庁できない場合の救済措置は必要であると考えております。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

DV等支援措置の期間については、DV等支援措置制度の検討時に、自治体実務や有識者の意見を踏まえて1年と設定したものであり、一定の合理性があるものと考えている。
DV等支援措置は、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、その延長の申出に当たっても、不正な申出を防ぐため、本人確認や支援措置の必要性の確認を確実にを行う必要があるものである。
ただし、追加共同提案団体ご指摘の「DV被害により精神疾患等がある支援措置対象者」の場合など、本人が来庁して延長の申出を行うことが難しいと認められるような場合も想定されることから、延長の申出については、代理人による手続きが可能であることが認められていることを地方公共団体に周知する他、市町村長の判断で、郵便等の方法で受け付け、本人確認を行い、関係機関に支援の必要性を確認した上で、受理する取扱いとして差し支えないものとするを検討したい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(i)住民基本台帳の一部の写しの閲覧(11条及び11条の2)、住民票の写し等の交付(12条から12条の4)、除票の写し等の交付(15条の4)、戸籍の附票の写しの交付(20条)及び戸籍の附票の除票の写しの交付(21条の3)における、ドメスティック・バイオレンス(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平13法31)1条1項)、ストーカー行為等(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平12法81)6条)、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律(平12法82)2条)及びこれらに準ずる行為(以下「DV等」という。)の被害者の保護のための措置(以下「DV等支援措置」という。)に係る延長の申出については、市区町村の事務所へ出頭して行うこととしているが、代理人による手続きも認められている旨、また、精神疾患等により市区町村の事務所への出頭が困難となっている申出者については、市区町村長の判断で、郵送等により申出を受け付け、添付された本人確認書類の写しにより申出者本人からの申出であることの確認をした上、警察などの相談機関等から当該措置の必要性を確認できた場合には受理することとして差し支えない旨、地方公共団体に通知する。

(関係府省:警察庁、総務省及び厚生労働省)

[措置済み(令和3年12月14日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化

提案団体

豊橋市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

児童手当交付金の実績報告における精算手続について、現状の子ども・子育て支援勘定業務関連システム(以下、システム)により出力される帳票結果をそのまま活用できず、内閣府より発出された事務連絡に基づき、別途追加交付額、返還額を手計算により算出している。このような状況を改善するため、例えば、実績報告様式(様式12)において、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額がそれぞれ算出された形で出力される等の手続の簡素化を求める。

具体的な支障事例

毎年7月に、内閣府が指定するシステムを活用し、前年度分の児童手当について実績報告を行っている。出力される帳票の合計欄には、児童手当及び特例給付の過不足が相殺された形で追加交付額または返還額が算出されるが、実際には、児童手当の追加交付額と返還額(事業主拠出分)、児童手当の追加交付額と返還額(国庫財源分)、特例給付の追加交付額と返還額について、それぞれを分けた形で報告することが求められている。そのため、システムによる出力結果を基に、各区分の追加交付及び返還額を別途算出する必要があり、その事務に相当な時間を要するとともに、追加交付及び返還額について誤りが発生しやすい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童手当交付金の実績報告における精算手続の簡素化を図ることができれば、地方においてはシステム外での計算の作業がなくなり、国においても地方への計算方法の周知の手間が省ける点で双方の事務負担が軽減される。また、システム外での計算作業による追加交付額及び返還額の誤算出の発生も防ぐことができる。

根拠法令等

令和元年度児童手当交付金事業実績報告書の提出について 別紙 確定に伴う追加交付額及び返還額の算出について(令和2年6月12日付内閣府子ども・子育て本部事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、富津市、鳥取県、岡山県、山陽小野田市、香川県、宇和島市、高知県、大牟田市、宮崎県

○当市においても提案自治体と同意見であり、事務に相当な労力を要しており、手計算によるミスの恐れもあるため、システムで処理が完結するよう改善を求めます。
○当市においても同様に、各区分の追加交付及び返還額の算出に多くの時間を費やしている状況にあり、何らかの改善策を講じるべきと考えている。

各府省からの第1次回答

現在、受給者が被用者であり、かつ児童が3歳に満たない場合に限り、当該児童に係る児童手当の財源に事業主拠出金が充てられている。
また、児童手当の支給要件には所得制限を設けているが、当分の間、所得制限を超えていることにより児童手当が支給されない者に対しては、児童1人当たり月額 5,000 円の特例給付の支給を行っている。
国の交付金の実績報告については、システムにより手続の簡素化を図っているところであるが、追加交付額及び返還額の算出に当たっては、児童手当及び特例給付を明確に区分し、さらに児童手当の内訳として事業主拠出金財源分及び国庫財源分を明確に区分する必要があることから、システムにより出力されない場合の算出方法について具体例とともに示しているところである。
更なる簡素化について、システム改修を行った場合の影響等を踏まえ、今後検討する予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

具体例により算出方法をお示しいただいているところではありますが、例えば児童手当返還、特例給付追加交付となった場合、システムで計算された帳票の出力数値を具体例の算出方法により別途計算するなど、別管理をする必要があり、手続の簡素化を図るシステムにもかかわらず、作業が煩雑となっています。また、返還に至るまで市での補正予算計上時に誤りがないよう数回、帳票内の数値を再確認している状況であり、そもそもシステムにおいて計算が可能であれば、このようなミスが生じうる状況にはならないものと考えます。
回答にございます「更なる簡素化」について、内閣府においてシステム改修を行った場合の各自治体の入力作業については影響がないものと想定されます。また、実績報告の出力帳票において児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還又は追加交付の額が表示されることにより、内閣府も各自治体も確認が容易になる(内閣府からの具体例の例示書類も不要になる)ものと考えます。
つきましては、令和4年度から大幅に児童手当制度が改正されることを機に、児童手当区分と特例給付区分及びその財源についてそれぞれ返還または追加交付の額が表示されるようなシステム改修について前向きなご検討をお願いします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

令和4年度の制度改正において、受給者及び市町村の事務負担軽減を図る観点から、毎年6月の現況届について、市町村等が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、その提出の省略を可能とするとともに、支給要件児童のうち3歳に満たない児童がいない受給者については、当該者が被用者であっても健康保険証の写し等の提出を不要とすることとしている。
引き続き、市町村の事務負担軽減を図るため、児童手当交付金の手続簡素化についても、子ども・子育て支援勘定業務関連システムの改修を行った場合の影響等を踏まえ検討していきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】
(11)児童手当法(昭46法73)
児童手当交付金の確定に伴う追加交付額及び返還額については、子ども・子育て支援勘定業務関連システムで財源等の区分に応じて算出されるよう、当該システムを改修する方向で検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化

提案団体

岐阜県、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。

現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。

具体的な支障事例

施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。

特に、月途中で保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を得られないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対し請求するか、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。

また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が端数分を負担することで、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、施設における事務負担が軽減される。また、保護者による端数分の負担がなくなる。

さらに、日割り計算における開所日数の考え方について、統一的な見解が示されることにより、施設及び市町村における事務負担が軽減される。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項

子ども・子育て支援法施行規則第59条の2

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐南町、豊田市、吹田市、広島市

○開所日数の数え方が明確にされていないことによる市町村間での認識のずれや、日割り計算の10円未満の端数処理による10円の減収により、施設が見込む25,700円×人数の収入との誤差が生じ、施設における会計上の支障も生じている。

○月途中で市の外への転出、市外からの転入があった場合には、その都度相手方の自治体と協議し、日割りするか、月単位で負担するかを決定しており、事務負担となっている。そのため取扱いの統一化を求める。

各府省からの第1次回答

ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整がついた場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用（以下、「月割り」という。）を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。

日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議（全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー）における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することとし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額（10円未満の端数の切り捨てなし）としている。

今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討する予定である。

また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（以下、「施設等」という。）など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、併せて検討する予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、施設等利用費の日割り計算において発生する10円未満の端数分は、新制度未移行幼稚園が保護者から徴収、又は新制度未移行幼稚園での負担となっている。保護者から10円未満の端数分を徴収する場合、徴収にかかる事務が負担となっており、また、新制度未移行幼稚園で負担する場合は、当該幼稚園に金銭的な負担が生じることになり、新制度未移行幼稚園において、10円未満が切り捨てられることへの不満があがっているところである。

このため、日割り計算において発生する10円未満の端数分は市町村が負担することを、1次回答で示された幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討いただきたい。市町村が負担することにより、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、事務負担の軽減が期待できる。

新制度未移行幼稚園の開所日数については、関係市町村間での確認・調整が事務の負担となっているため、施設型給付費と同様に標準日数を設定することをぜひ検討願いたい。標準日数が設定されれば、市町村の事務負担の軽減や、新制度未移行幼稚園への遅滞ない施設等利用費の支払いにつながり、当該幼稚園は円滑に運営することができる。

上記について、早急に対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答にもあるとおり、ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整がついた場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用(以下、「月割り」という。)を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。

日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額(10円未満の端数の切り捨てなし)としている。

今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に係る市町村実務を検討する会議において検討する予定である。

また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)(以下、「施設等」という。)など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、この会議において併せて検討する予定である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(16)子ども・子育て支援法(平24法65)

(ii)子育てのための施設等利用給付(30条の2)を受ける保護者が、月の途中で他の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)に転居した場合等における施設等利用費の日割り計算については、以下の措置を講ずる。

・特定子ども・子育て支援施設等(7条10項1号から3号までの施設に限る。)における日割り計算の基礎となる日数については、市町村及び事業者の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、現在「施設又は事業所を開所する日数」であるところ、一律、「その月の平日の日数」とする。

・日割り計算において生じた10円未満の端数については、支給の対象とはしていなかったところ、事業者又は保護者(以下この事項において「事業者等」という。)の負担を軽減する観点から、10円未満の端数を切捨てせずに、市町村から事業者等に施設等利用費として支給することとし、その旨を地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方版総合戦略における数値目標や KPI の設定の不要化

提案団体

岡山市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地方版総合戦略において、数値目標や KPI の設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定」、「6. 総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)

具体的な支障事例

地方創生推進交付金の申請に当たっては、「地方版総合戦略」、「地域再生計画」及び「事業実施計画」の3つの計画等を策定する必要があり、地方自治体における事務負担が過重となっている。特に、地方版総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法でその目標等を定めることが明記されているものの、重要業績評価指標(KPI)を記載することまでは法定されていない。このため、いわゆる「総合計画」において、人口減少克服・地方創生という目的が明確であれば、数値目標や KPI が記載されていなくとも総合計画を地方版総合戦略とみなし、同戦略の策定を省略することで、事務負担が軽減される。また、数値目標や KPI を設定するために、現状分析や今後の動向を分析することが必要となり、外部の専門家に調査分析を依頼する必要があるなど、時間・経費・労力が必要となり、このことも自治体の負担になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

類似の計画を作成する必要がなくなることで、地方自治体における過重な事務負担が解消されることにより、地方創生をはじめ真に必要な業務に注力することができる。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条、地域再生法第5条・第13条、地方創生推進交付金制度要綱、地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

佐倉市、柏市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市の半田市、田原市、京都府、京都市、羽曳野市、高松市、高知市、延岡市

○当市においても、地方創生推進交付金の申請における計画等の策定が負担となっており、総合計画を地方版総合戦略とみなすことができれば事務負担の軽減につながると考える。地方版総合戦略と総合計画を一体化しやすいよう、地方版総合戦略の KPI の設定方法や効果検証の方法についても併せて見直しをしていただきたい

い。

各府省からの第1次回答

【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、数値目標の不要化については、定性的な目標を定めることができるよう手引きに記載していることから、適切ではなく対応は困難である。

【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年12月20日付閣副第769号・府地創第118号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくもの」とであると明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができるものとされているものである。)

効果的なPDCA サイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨を踏まえて調査をし、「重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定の要否について令和3年度中に検討」していただけるとの回答であり、制度改正につながるよう、検討をお願いする。なお、回答の中で、地方版総合戦略の策定・効果検証に当たり、「手引き」は、「地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識」しているとのことであるが、表現上は助言であり、手引きにより義務付けられていないとしても、国の交付金を受ける前提となる地方版総合戦略の策定にあたって、国の示す「手引き」に従わざるを得ない実態があるというのが自治体としての認識である。

最後に、「数値目標の不要化」について、数値目標や重要業績評価指標(KPI)を定めるよう手引きに記載していることを削除するなどの改訂を求めているが、数値目標等については、当市において、別途設定するなどにより、効果検証など実施可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

地方自治体における事務負担が過重となっている状況を踏まえ、地方版総合戦略と総合計画の一体化のしやすさや、地方版総合戦略のKPIの設定方法、効果検証の方法等についてしっかりと調査をしたうえで検討を進めていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や、地方版総合戦略と総合計画との関係等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

なお、地方創生関係交付金の採択に際し、地方版総合戦略の策定に当たり、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引きを踏まえているかどうか」という点に基づく審査を行ってはいない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(17)まち・ひと・しごと創生法(平26法136)

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。

(関係府省:内閣官房)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

88

提案区分

A 権限移譲

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

女性活躍推進法における一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を可能とすること等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一般事業主が作成する女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画について、状況把握事項及び定量的な目標設定事項を条例などで定めることができるようにすることにより、地域の特性を踏まえた当該事項の設定を可能とするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定等に関する権限を広域連合に移譲することを求める。

具体的な支障事例

全国的に女性の就業率は上昇傾向にあるものの、関西における女性の就業率は全国平均を下回り、東京圏への人口移動が続いている現況において、女性活躍推進法に基づき一般事業主が策定する一般事業主行動計画の実効性を高める必要があるが、同計画策定指針並びに同計画において達成しようとする「女性の職業生活における活躍に関する状況」に関する把握事項及び定量的な目標設定事項については、国が厚生労働省令及び事業主行動計画策定指針で全国一律に策定している。一方、各職種の割合（関西においては建設業、製造業、運搬業等が多い）や、女性の職業生活における活躍に関する状況（女性の管理職に占める割合等）は地域により異なっているが、現行上、地方がこれらの特性を考慮した目標事項を設定することができず、地方の人材の受け皿となる中小企業等における女性活躍の推進が効果的に図られていない。

なお、都道府県が推進計画を策定する仕組みもあるが、これは都道府県の女性活躍の推進に関する施策についての計画であり、一般事業主行動計画の内容を規定するものではない。また、関係機関により構成される協議会の枠組みもあるが、あくまで情報を共有し協議する機関であり、一般事業主行動計画策定指針の策定や優れた取組を行う一般事業主の認定に関する権限がない。都道府県ではなく当広域連合に権限移譲を求めることについては、関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、東京圏に次ぐ大都市圏であり、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている関西圏を包含し、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通で目標事項を設定することが可能であり、権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、優れた取組を行う一般事業主の認定等を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「女性の職業生活における活躍に関する状況」に関する把握事項等を条例などで定めることができるようにするとともに、優れた取組を行う一般事業主の認定権限等を広域連合に移譲することにより、全国一律ではなく、地域の特性を踏まえた目標事項を含めた一般事業主行動計画の策定が可能となることから、地域における女性の活躍を効果的に促すことが可能となり、地方への人材の定着も見込まれる。

根拠法令等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、第7条、第8条、第9条、第12条、第27条
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第2条、第2条の2
事業主行動計画策定指針第二部第二三(三)、別紙一

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

○一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び目標設定事項の設定及び事業主行動計画策定指針の策定について

女性活躍推進法(以下「法」という。)において、一般事業主行動計画(以下「計画」という。)の策定における状況把握・目標設定に係る法規制は、各事業主が自社の女性活躍に関する状況に応じて目標を設定し、課題に取り組んでいくという仕組みであるが、これは、事業主の負担を考慮しつつ、事業主に業種等により多様なそれぞれの状況を把握し、課題分析の結果を踏まえ各社の課題の解決を図るために相応しい目標を設定してもらうことを両立するためのものであり、上乘せ規制を認めることは適当でなく、また、当該義務の履行に係る留意点等を定める事業主行動計画策定指針として別の内容を地方独自に定めることも適当でない。なお、現在、状況把握項目として、4の基礎項目及び20の選択把握項目を設けており、各業種の特性を勘案した状況把握項目及び目標設定項目を設定することは十分に可能である。

なお、都道府県推進計画等に地域の特色を踏まえた目標を定めることや、協議会において地域の目標を示すことにより、前述の法規制の範囲内で、地域として事業主に働きかけることは可能であると考え。また、法律上に規定があるのは都道府県・市町村であるが、広域連合が自主的に計画を立てる等の対応も妨げるものではない。

○一般事業主の認定について

えるぼしの認定制度は、行動計画を策定した事業主が、女性の活躍推進に関する取組を進めるためのインセンティブとして、取組の実施により一定水準以上の成果を上げた場合に行政庁による認定及びマークの付与(表示独占)を与えるもの。統一的な基準で評価することにより、求職者や取引先等に対して、女性の活躍推進に関する取組の状況が優良であることを明確化し、認定を受けた企業における優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につなげる制度であるため、国が全国統一の基準で認定を行う必要がある。

また、現在も、えるぼしとは別に、都道府県が独自の取組として地域の特色を踏まえた認定基準を設け、女性活躍を推進することは可能であり、広域連合が同様に独自の取組を行うことも可能である。例えば、現在も岩手県や山梨県で独自の認定制度を設けている例がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、女性活躍推進法の現行の運用スキームを前提としつつ、一般事業主による一般事業主行動計画の策定に当たっては、地域の特性に配慮された状況把握事項及び目標設定事項を選択肢に加えることを可能にしようとするものであり、事業主に過重な負担を強いることを意図するものではない。事業主行動計画策定指針の策定についても、国が定めた指針に準拠しつつ、選択肢に加えた事項に関する留意点等を定めることを想定している。

この一般事業主行動計画の策定は、都道府県推進計画、協議会等による働きかけと異なり、法令に基づく策定義務又は策定努力義務を伴う政策手段である。女性の就業率が現に低い地域において、この政策手段を活用し、主体的に状況把握事項を追加して一般事業主行動計画の策定を促進することは、同法の趣旨である女性活躍の迅速かつ重点的な推進に資するものと考え。

一般事業主の認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業主行動計画策定指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できるものと考え。この認定基準に関しては国の取扱いに準拠することを想定しているが、当広域連合で状況把握事項を追加する場合に、当該事項を認定基準に含めるか否かについては、その都度国と協議していきたい。

一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び定量的な目標設定事項について地域の特性を踏まえた設定を

可能とするとともに、一般事業主の認定等に関する権限を当広域連合に移譲することにより、地域における女性活躍を効果的に推進できるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

○一般事業主行動計画に係る状況把握事項及び目標設定事項の設定及び事業主行動計画策定指針の策定について
女性活躍推進法(以下「法」という。)における、一般事業主行動計画(以下「計画」という。)策定の状況把握・目標設定に係る法規制は、事業主が自社の状況を把握し、課題分析、目標設定し、課題解決に取り組むことで、女性活躍の取組を進めることを目的とするものである。
貴団体は地域特性として建設業等の業種割合や女性管理職割合の差異を挙げているが、これらの差異に起因する女性の採用や登用の拡大といった課題は地域特有ではなく、全国的に取り組むべきものである。貴団体が提案する地域の特性に配慮された事項の具体的な内容は明らかでないが、現行法の状況把握・目標設定項目により各業種等の特性を勘案した目標を事業主が設定することは可能であり、地域独自の項目を設定すべき根拠とはならない。
また、状況把握・目標設定に係る地方独自の項目の追加を仮に認めた場合、事業主が地方独自の項目のみを選択し計画を策定することも制度上可能となり、省令に規定している状況把握・目標設定に係る項目を考慮することなく計画策定義務を履行することが可能となるため適当でない。また、地方独自の項目を現在の項目の上乗せとして選択するよう必須化することは、上乗せ規定になるため適当でない。
以上より、地方独自の項目に係る留意点等を定める事業主行動計画策定指針を定めることも適当でない。
なお、現在の法制度は、都道府県推進計画等に地域の特色を踏まえた目標を定めること、協議会で地域目標を示すことにより、前述の法規制の範囲内で、地域として事業主に働きかけることが可能な仕組みとなっている。
また、地域の特色を踏まえた女性活躍を推進するため、地方公共団体が独自事業等で事業主の取組を支援することを妨げるものではない。

○一般事業主の認定について
えるぼしの認定制度は、全国統一の基準で評価することで、求職者や取引先等に対し、女性活躍推進に関する取組の状況が優良であることを明確化し、認定を受けた企業の優秀な人材の確保やイメージの向上等につなげる制度であるため、全国統一の基準で認定を行う必要がある。
また、現在も、えるぼしの認定制度とは別の枠組みで、都道府県が独自の取組として地域の特色を踏まえた認定基準を設けることは可能であり、貴団体が同様に独自の取組を行うことも可能である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

90

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

電子化文書の原本性の担保に係る法整備等

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

電子化した行政文書の原本性を担保できる法整備又は技術的指針等の策定を求めるもの。

具体的な支障事例

行政事務のデジタル化を進めるにあたって、文書の電子化(取得文書の電子化を含む)の取組みは必須と考えるが、電子化した文書、特に市民等から提出された押印付の文書の電子化(基本的にはスキャンングのうえPDF化)にあたっては、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。この点、民間においては、e-文書法、電子帳簿保存法により、領収書等の押印付文書であっても、所定の要件を満たす場合は、原紙を廃棄しても、原本は当該書類を電子化した保存データであることが法令により担保されている。

一方で、行政文書の保存に関しては特段の規定がなく、電子文書の原本性を認めた裁判例もない状況では、少なくとも押印のある文書については、後日原本性に係る争訟になった際の証拠書類として裁判所から原本の提出を求められる可能性が否定できず、そのため廃棄できず保存しなければならない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子化された行政文書を正本・原本として扱うことで、原紙(押印された申請書等の紙文書)の保管スペースが削減できる。

さらに、原本の提出が求められた場合、検索時間が短縮され、行政事務の効率化に資する。

根拠法令等

公文書等の管理に関する法律第34条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、前橋市、川崎市、横須賀市、新潟県、富山県、浜松市、豊田市、小牧市、京都市、東大阪市、兵庫県、広島市、防府市、徳島県、徳島市、高松市、宇和島市、熊本市、宮崎県、宮崎市、小林市、沖縄県

○当市では、文書の保管スペースが少なく、スペース確保に苦慮している現状にある。電子化された行政文書を正本・原本として扱うことができれば、原紙を廃棄し、その分保管スペースを削減することができるため、制度改正が必要だと考える。

○当市では、現状の運用のままでは、数年後に行政文書の保管スペースが無くなることが予測されることから、文書の電子化の取組は必須であると考えている。

○当市においても、公文書の電子化を進めるに当たり原本性の問題が課題となっている。全国的な統一の基準が示されていない中では、相手方の押印や署名等がある紙原本について、電子決裁文書と同一の保存年限を取らざるを得ず、電子決裁文書と別に紙原本を保存することにより書庫の狭あい化を招くなどの課題を抱えている。加えて、内閣府大臣官房公文書管理課から発出された令和3年3月26日付け事務連絡では、「様々なフォーマットで作成された文書の長期的あるいは恒久的な保存方策については、重要な課題であると認識しており、公文書管理委員会で検討していく。」とされており、現段階では、どのフォーマットによる保存が適切であるか等についての具体的な基準が示されるには至っていないところである。当市では、公文書管理にPDF以外の電子文書ハンドリングソフトを利用しているため、今後の現用文書や歴史的公文書等の在り方を検討するに当たっては、「電子化された公文書の保存フォーマット」について、早急に全国的な統一基準を示した上で、その選択肢が無用に狭まることがないように要望する。

○当県では、令和4年4月から公文書管理システムを導入することとしており、庁内意思決定(決裁)の電子化とともに紙文書の電子化を推進したいと考えているが、電子化した行政文書の原本性が担保されていない状況では、紙文書で提出された文書も電子データとともに保存しなければならず、紙文書の電子化の推進に当たり支障になると考える。

○紙の行政文書であれば、経年劣化のため永久的保存が不可能であるが、電子化された行政文書であれば、永久的保存が可能となるので、歴史的公文書の保存に資する。

○令和3年3月25日付で内閣府大臣官房公文書管理課より、「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」が示されており、電子行政文書化の紙媒体の文書の扱いについても示されている。当市では、国の「書面規制、押印、対面規制の見直し」の動きを踏まえて、押印廃止の取組みを進めており、その1つとして、令和3年3月31日付で公文書管理規程を改正し、紙文書の電子文書化に関する規定を新たに追加したところである。今後、電子文書化した後の紙文書の保管に関する簿冊を新たに設定するとともに、適正な管理に向けて市全体に周知を徹底する必要があると考えている。法令等で押印が必要とされている契約書等の文書の取扱いについては、電子文書化した場合でも原本性確保の観点から、紙文書を保存せざるを得ず、電子文書化への課題と捉えている。また、地方自治体全体の取組を促すためには、「地方公共団地における押印見直しマニュアル」と同様、紙文書の電子文書化に関する指針等の作成も必要である。

○電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子化の支障となっている。

○当市においても、書類の保管スペースは年々逼迫してきていることから、電子化した行政文書の原本性に関する技術的指針等が示されることは、問題の解決につながると考えられる。

○検索性等の事務効率化を図るための行政事務のデジタル化促進及びひっ迫する文書保存場所の課題解消に当たり、文書の電子化を進めていきたいと考えているが、電子化後のデータの原本性の確保に課題があり、電子文書の原本性が示されない限り紙原本を保存し続けなければならないことから、電子化の支障となっている。

○申請書や契約書など押印のある保存すべき文書が大量にあるため、書庫スペースの確保が問題となっている。

各府省からの第1次回答

【内閣府回答】

民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。

(※電子的管理に関する内閣総理大臣決定に基づき、内閣府が行った通知に沿って適切に媒体変換された行政文書については、行政機関においては、正本として扱ってよく、紙媒体の書面に記載された事項と同一であると推定することになると考えている。)

<民事訴訟規則>

(文書の提出等の方法)

第一百四十三条 文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。

2 裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。

【総務省回答】

内閣府において法務省その他の関係機関と協議の上、整理していただく必要があるものと考えており、その内容を踏まえ適切に対応してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

内閣府の第1次回答において、「民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、『裁判所は、(略)原本の提出を命じ(略)ることができる。』とされており、訴訟における原本の取扱いに関して、内閣府において法令等により担保することは困難である。」とされているが、訴訟においては、押印等がなされた文書(原本)だけでは文書の真正性は担保されないとされており、本市としては、訴訟における原本の取扱いについて法整備を求めているわけではない。

e-文書法及び電子帳簿保存法においては、民間における領収書等の押印付文書について、所定の要件を満たす場合は、紙文書の保存に代えてデータでの保存ができることになっており、データの真正性が担保される。提案の趣旨としては、地方公共団体が保有する行政文書においても、これと同様に、押印等がなされた文書を電子化するにあたり、電子化後のデータの真正性が担保されるための要件整備を求めているものである。この点、令和3年3月25日付け内閣府大臣官房公文書管理課通知において、国の行政機関向けには紙媒体を電子媒体に変換する場合の留意点や電子化後の紙媒体の取扱い、さらに押印等がなされた行政文書を電子媒体にする場合の取扱いについても一定程度示されており、基本的には提案内容の趣旨と合致するものだが、地方公共団体向けに、データのフォーマットの指定など、より具体的な要件を定めていただく必要があると考えており、法整備又はマニュアル若しくは技術的な助言などで示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

「内閣府において法令等により担保することは困難である。」との回答であるが、そのような取扱いとなれば、当初記載させていただいた支障事例のとおり原本の保管を行わざるを得なくなり、電子化の推進に支障が出ることとなる。民事訴訟規則(最高裁判所規則)第143条第2項において、「裁判所は、前項の規定にかかわらず、原本の提出を命じ、又は送付をさせることができる。」と規定されているのであれば「原本の提出」を「原本又は正本の提出」への法改正の働き掛けを含め、改めることを要望する。

【東大阪市】

民事訴訟法施行規則第143条第2項は、民間の文書についても適用されると考えられますが、民間においてはe-文書法、電子帳簿保存法が整備されるのと比較して、行政文書に限り、同様の法令により原本性を担保する整備ができない理由が不明確です。

また、訴訟における原本の取扱いにつき内閣府において法令等により担保することが困難とのことですが、一方で内閣府の通知において行政文書を媒体変換する管理手順を示し、電子化した文書を原本と同一であると推定するとしておられます。推定するとされ、その取扱いに至った見解を示していただきたい。

さらに、地方自治体に対しても技術的助言として基準を示していただくことで、自治体での紙媒体文書の電子化及びその保存について全国的に統一感のある取扱いが可能となり、推定にも一定の効果が見込まれることから、技術的指針の作成等を求めます。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

紙媒体の文書を電子媒体に変換する場合の扱いについては、内閣府において、国の行政機関向けに、考え方を整理した上で、令和3年3月25日付けで通知を行っている(所管する独立行政法人等への情報提供も依頼)。本通知においては、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)においては、紙媒体をスキャナで読み取って電子媒体に変換し、当該電子媒体を行政文書の正本として管理することが可能である(他の法令により紙媒体が必要な場合を除く。)ことや、その際の手続上の留意点を定めている。また、訴訟対応など、念のため紙媒体を保存しておきたい場合は、全部又は一部を保存しておくことができるとし、その際の手続についても定めている。

公文書等の管理に関する法律は、国及び独立行政法人等における文書管理について定めるものであること、また、地方公共団体はそれぞれが文書管理のルールを定め、その実態や電子化の状況も多様であると考えられること等を踏まえると、内閣府において、地方公共団体向けに具体的な要件を定めることは困難であるが、国等の考え方が地方公共団体の取組の参考になると考えられることから、上記通知について、同月26日付けで、地方公共団体向けに情報提供を行ったところである。

併せて、内閣府が本年8月に開催した地方公共団体(都道府県・政令指定都市)向けのオンラインフォーラムにおいては、電子媒体への変換後の紙媒体の扱いに関する質問もあったことから、今次ご提案における「具体的

な支障事例」も念頭に、国の考え方を説明したところであり、地方公共団体の参考となるよう、今後、同フォーラムの議事概要を共有することとしている。

なお、媒体変換後の電子媒体の保存フォーマットについては、行政文書の保存期間において、見読性が担保される適当なフォーマットで保存することが必要であると考えており、本年3月25日付けの通知では、一例としてPDFファイルを挙げているが、これに限定するものではない。

引き続き、国の方針について、地方公共団体の参考となるよう、積極的な情報提供に努めてまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(15) 公文書等の管理に関する法律(平21法66)

地方公共団体における紙媒体の文書を電子媒体に変換する際の具体的な手順や留意事項等については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、34条の趣旨を踏まえ、国における取扱い及び手順等を地方公共団体に情報提供する。

(関係府省:総務省)

[措置済み(令和3年11月16日付け内閣府大臣官房公文書管理課事務連絡)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

101

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公益認定等総合情報システム(PICTIS)における入力方法等の見直しを通じた事務負担軽減

提案団体

秋田県、岩手県、宮城県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

PICTIS の入力にあたって、会計システム等との連携など、過年度数値や決算書数値を法人(公益法人及び移行法人)が直接入力することなく自動転記される仕組みに見直しをしていただきたい。
上記が難しい場合は、ガイドに従い決算書数値等を入力することで様式に反映されるような(源泉徴収票の数値入力による所得税確定申告のような)仕様にしていきたい。
上記2点が難しい場合は、Excel 様式を改善し、過年度数値等が自動反映され、条件付き書式等により自動移行値であることを確認できるようにしていきたい。
その他、入力事項の簡素化、入力事項の転記の容易化など、事務負担軽減策を講じていただきたい。

具体的な支障事例

PICTIS は内閣府主導の下、全国の都道府県が導入しているシステムであり、システム上で法人からの公益認定申請・事業報告書等を受け付け、行政庁が審査を行っている。
システムは Excel の様式に入力したものをアップロードする形態であるが、直接入力する箇所が多いため、入力誤りが多数生じており、行政庁の審査に要する時間が膨大なものとなっている。
具体的には、
・ 公益目的支出計画実施報告書別紙2の計画の額及び過年度の実績額
・ 事業報告書別表 A(1)[収支相償]における剰余金の額
・ 別表 C(2)[控除対象財産]における過年度帳簿価額
・ 別表 H(1)[公益目的財産残額]における前事業年度の末日の公益目的増減差額
等については、過年度数値をそのまま反映すべき欄であるにもかかわらず、自動で引用されず直接入力であることから、入力誤りが多発しており、行政庁における過年度数値との突合、補正依頼等に要する事務負担が大きくなっている。
また、これ以外の欄についても、基本的に決算書の数値をそのまま反映すべきものが多いが、その入力欄が多いため、法人側の入力や担当者が交代した際の引き継ぎ、行政庁側の確認作業に係る負担が大きくなっている。
システムにおいては、データ流用機能の利用により過去に提出した報告等の情報を流用したオフライン様式をダウンロードすることもできるとされているが、年度の更新に伴う数値の移行は行われず、法人の担当者は手動で数値を移行しなければならないことから、入力誤りが生じる可能性があるため、結局、行政庁における過年度数値等との突合が必要となり、事務負担は解消されない。
入力値に誤りがあった場合、行政庁では修正ができず、必ず法人に補正依頼することが必要となるため、修正作業も大きな負担である。
法人数及び年間の取扱件数は、当県においては約 140 であり、全国では約 13,000 となるが、その全ての報告について、限られた人員で膨大な確認・修正作業を行わなければならない、大変な事務負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

過年度数値や決算書数値等が自動転記され、直接入力する必要がなくなることにより、法人担当者の入力負担が大きく軽減される。また、行政庁が確認すべき項目が大幅に削減され、事務の円滑化が図られる。

根拠法令等

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 22 条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)第 127 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、栃木県、神奈川県、徳島県、宮崎県、沖縄県

○最低限の仕様として、前年度の報告書様式の数値を転記する欄は、前年度提出様式から自動的に転記された状態から入力開始できるよう改修すべきと考える。
○提案のとおり自動転記される仕組み等が採用されると、法人の入力作業や行政庁の審査作業の効率化が見込まれ、また、法人の入力誤り等も減少することが見込まれる。

各府省からの第 1 次回答

公益認定等総合情報システムは、現在、更改時期を迎えているため、御要望については次期システムの構想の中で検討していきたい。ただし、御要望の実現に当たっては以下のような技術的な課題、昨今の厳しい財政事情に留意が必要と史料。

・当該システムには、申請・届出様式に過去の任意の申請・届出情報を転記する機能（以下、「既存データ流用」という。）を備えているが、既存データ流用に用いる情報は前年度の情報とは限らないため、流用元及び流用先の年度を考慮した処理が必要となる。

・過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因であるため、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。

・事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、複雑な例外処理及び履歴管理が必要となる。

以上の状況から、実現に当たっては相応の費用が新たに発生することも想定されるため、現在、都道府県には当該システムの運用経費を分担いただいているが、場合により本要望に掛かる開発経費についても所管法人数に応じて各都道府県に分担をいただくことも含め、都道府県と相談しつつ検討を進めることとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

システムの更改時期をお示しいただきたい。更改時期が近い場合、提案内容については、更改の際に対応願いたい。また、その際は都道府県にも意見を聴取し、十分に意見が反映されるようご配慮いただきたい。

なお、技術的な課題として挙げられた事項は、あくまで現行システムにおいて生じている課題であり、仕様の変更により解消できるものであると考える。

「既存データ流用に用いる情報は前年度の情報とは限らないため、流用元及び流用先の年度を考慮した処理が必要」という点については、事業報告を一事業年度につき一件しか登録できない仕様とし、最新年度分のみ流用可とすれば、複雑な処理は必要ないものと思われる。

また、「過去の申請情報に年度や年号、年月日の誤りが多いため、正常に転記されない場合が想定される。また、この場合は過誤が原因であるため、法人にはシステムの問題にしか見えず、余計な混乱が生じるおそれがある。」という点については、そもそも年度等を誤ったまま入力できるのは、システムの瑕疵であり修正すべき点であるとする。

「事業年度を変更する法人もあり、同年度の申請情報が複数存在することになり、複雑な例外処理及び履歴管理が必要となる」という点については、様々対応策が考えられるが、事業年度変更後、最初の報告のみ流用の対象外とすることも方法として考えられる。事業年度変更の件数はそれほど多くないため、その案件のみであれば、入力・チェック対象としても大きな事務負担にはならないと考える。

また、システム改修による対応と併せて、条件付書式の工夫や入力事項の簡素化、転記の容易化などによる事務負担軽減策についてもご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

システム更改時期は令和4及び5年度を考えているが、予算要求との兼ね合いもあり、確定した予定ではない。都道府県からの意見聴取については、現在、コロナ禍によって開催を見合わせている都道府県会議やブロック会議等を通じて対応することとしたい。なお、次のシステム更改は使用機器等の老朽化への対応及びクラウド化による運用経費削減が主な目的であり、都道府県からの要望を反映させるためのシステム改修や仕様変更が必要となる場合は、必ず開発経費が発生するため、その経費については、都道府県の負担をいただくことを含めて検討することになることを御承知おきたい。

「事業報告を一事業年度につき一件しか登録できない仕様とし、最新年度分のみ流用可」との見解については、①事業年度を変更した場合は単年度に二件の報告ができること、②事業報告が行政庁によって却下された場合に、却下された事業報告のデータを流用する事例が多数あること、③未提出となっている過去の事業報告に「既存データ流用」を用いることがあることなど、様々な使用状況のパターンが見られることから、一律的な対応が難しいと思料。

「年度等を誤ったまま入力できるのは、システムの瑕疵であり修正すべき点」との見解については、前述のとおり未提出の複数年分の過去の事業報告を行う法人があること、過年度の提出資料について補正依頼を行う行政庁があることと等から、そもそも特定の年度だけを考慮すればよい話ではない。このため、提案への対応に当たっては提出資料の年度を考慮した設計をシステムに追加しなければ対応が困難である。

「事業年度変更の件数はそれほど多くないため、その案件のみであれば、入力・チェック対象としても大きな事務負担にはならない」との見解については、事業年度を変更する法人は一定数存在する以上、提案への対応に当たってシステムへの例外処理の追加は避けられないと思料。

事務負担の軽減は、提案された団体のみならず制度全体の懸案であるため、検討を行ってまいりたいが、本提案への対応については、①システム的な対応には必ず経費が発生し、掛かる経費を無視した検討は困難であること、②仮に、提案内容をシステムに追加しても、前述のとおり、法人によって様々な使用状況のパターンがあることから、別の様々な障害が生じることが想定されることを御理解いただきたい。本提案への対応方策、掛かる費用の相談については、別途、都道府県会議やブロック会議等の場において引き続き検討することとしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(13) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)

財産目録等の提出(22条)において利用される公益認定等総合情報システムについては、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県からの意見聴取を行った上で、機能改善及び費用分担について検討を行い、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び住民基本台帳情報の調査時における支援措置情報の提供

提案団体

北広島市、船橋市

制度の所管・関係府省

内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

DV等支援措置のうち地方税での措置の周知及び情報提供ネットワークシステムを通じて閲覧ができる住民基本台帳情報と併せてDV等支援措置の有無を識別できるようにすること。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与する。

根拠法令等

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について(周知)(令和元年6月27日付け総務省自治税務局企画課事務連絡)
住民基本台帳事務処理要領5-10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、いわき市、東海村、桐生市、八王子市、川崎市、長野県、中野市、豊橋市、田原市、枚方市、兵庫県、出雲市、府中町、香川県、宇和島市、久留米市

—

各府省からの第1次回答

DV等被害者の保護は重要であると認識しており、ご提案のような事例について、どのような対応が考えられるか検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「どのような対応が考えられるか検討してまいりたい」とのことであるが、少なくとも、通知等に基づく措置情報の転送先市町村例として、固定資産等の所在市町村を追加するとともに、地方税の固定資産等においても適切に措置が行われるよう、相談機関等及び市町村へ周知いただきたい。
また、DV等の被害者の保護がより確実になるなど、更なる被害の防止に寄与するため、対応について直ちに検討及び実施していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

DV等支援措置の申出を受けた市町村から、申出者の固定資産等の所在市町村に対して、DV等支援措置の情報を連携する方法について、自治体の実務も踏まえ、適切な対応について通知を発出することを検討したい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(9)住民基本台帳法(昭42法81)

(ii)DV等支援措置の実施を求める旨の申出又は延長の申出を受けた市区町村が他の市区町村に対し、当該措置の対象となっている者に係る情報(以下この事項において「措置情報」という。)を転送する運用については、以下のとおりとする。

・DV等支援措置の申出者が他の市町村に所在する固定資産を有している場合に、当該市町村に措置情報を伝達する具体的な方策について検討し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。

(関係府省:警察庁、総務省及び厚生労働省)

・個人情報保護の観点等を踏まえつつ、地方公共団体間で措置情報を共有する仕組みの在り方について検討する。

(関係府省:警察庁、総務省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。

当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。

(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】
児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)
【幼保連携型認定こども園】
就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第2項、附則第2項
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、大阪府

—

各府省からの第 1 次回答

御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では、待機児童対策を最重要施策と位置づけ取り組んでいるが、利用保留児童数が毎年 2,000 人を超える厳しい状況にあり、保育ニーズは今後も高い水準で推移すると考えている。
そういった中で、特例措置が廃止された場合には、特例措置により入所している児童分(本年4月時点で 760 人超)の入所枠を見直す必要があり、待機児童数が急増するとともに、途中退所を余儀なくされる児童が多く発生する。また、特例措置適用要件の待機児童数が 760 人を超える状況で、特例措置に期限が設けられていると、期限までに国の面積基準による入所枠に戻すために新規入所を直ちに抑制する必要があることから、新たな待機児童の発生を招き、解消の取組と逆行し、問題の先送りにしかならない。
待機児童解消のためには、新たな保育所整備が有効であるが、都心部では確保できる用地等が少なく、整備が難しい場合があることから、保育の安全を確保することを前提に、地域ごとのニーズの実情に沿った柔軟な対応を可能とする本特例措置の活用が不可欠である。よって、自治体が待機児童解消に取り組む中で、国の示す待機児童数等の要件を満たす限りにおいて、特例措置が継続できるようにすべきであり、期限を廃止したとしても、その要件がある以上、恒久的な措置とはならないと考える。
以上より、貴府省のご回答には期限の廃止を困難とする理由が示されていないことから、改めて期限の廃止を前提として検討をお願いする。また、当市における適用要件である待機児童数が 100 人を超えていることは明白であるため、待機児童数の公表を待たず、早急な検討をお願いする。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大阪府】
特例措置が期限を迎える場合、市の認可定員の減少・整備計画の変更だけでなく、現在入所している児童が退所を余儀なくされるなど影響が大きく、待機児童も増加するため、期限の延長について早急に必要な措置を講じていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限については、期限の廃止(恒久化)または延長を行うこと。

なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○今後も地方公共団体が期限を意識することなく、待機児童の解消に継続的・効果的に取り組めるよう、本特例措置を時限措置とした理由や必要性を改めて検証した上で期限を廃止すべきではないか。

○提案団体において、他の地方公共団体と比べて保育の質に対するリスクが高まっていたかを検討すべきではないか。

○待機児童数等の要件が課されていれば、特例の期限を廃止しても恒久的な措置とはならず、一時的な措置にしかならないと考えられることから、期限を廃止できるのではないか。

○特例の期限の延長期間を子育てプラン等に合わせた場合、3～5年間という区切りでは、期限の到来に向けて入所児童の調整の必要が生じ、取組の期間として短く、効果的な取組を実施することは困難である。また、自らの事情で政策サイクルに期限を合わせなければならないというのでは、そもそもの政策の趣旨に合わないと考えられることから、延長の期間については、施策の実施に当たって実質的に必要な年数としていただきたい。また、早期に結論を出し、本特例の活用団体の不安を軽減していただきたい。

各府省からの第2次回答

令和3年4月1日時点の待機児童数調査の結果を踏まえ、特例の期限を延長することとする。その延長幅については、新子育て安心プランの終期を踏まえ、令和6年度末までとする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

保育所の居室の床面積に係る基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)32条2号、3号及び6号)及び幼保連携型認定こども園の居室の床面積に係る基準(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)7条6項)を、「従うべき基準」から「標準」とする特例の適用期間については、令和4年度中に政令を改正し、令和7年3月31日まで延長する。

(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所・認定こども園の分園における休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員の配置基準の緩和

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び認定こども園において、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれ、充足が求められる休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員について、保育所及び認定こども園の分園においては、分園が本園の近隣にある場合等は配置を任意とすることを求める。また、配置した場合の人件費等の経費については、公定価格の加算により手当てすることを求める。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援新制度において、保育所及び認定こども園の本園、分園それぞれについて、法令上定められる職員の年齢別配置基準とは別に、公定価格の基本単価に含まれるものとして、休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭代替職員（以下、「休けい保育士等」という。）の配置が必要とされ、市町村は指導監査等を通じてその配置状況を把握することとされている。

休けい保育士等の配置は旧制度のもとでは必要とされていなかったものであり、新制度移行後においても、分園が本園の近隣（隣地や道を挟んで向かい側、歩いて数分の場所等）にある場合等は、本園と分園が緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士及び標準時間対応保育士が分園における同様の役割を兼ねることができ、また、本園の専任の主幹保育教諭が分園を含めた園全体の保育計画の立案等を行うため、分園独自に休けい保育士等を配置する必要性は乏しいと考える。

保育士の確保が困難な状況の中、必要性の乏しい分園にまで休けい保育士等の配置が求められることにより、新たに分園を開設して、より多くの児童等を受け入れようとする動きが妨げられるとともに、十分な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

分園が本園の近隣にある場合等において、必要性が乏しい休けい保育士、標準時間対応保育士及び主幹保育教諭専任代替職員の配置を任意とすることで、保育士確保が困難な状況のなかで、新たな分園の開設や既存の分園の維持がしやすくなり、低年齢児を中心とした入所定員の確保と待機児童の解消に寄与する。

根拠法令等

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」別紙2「Ⅱ-1-(2)」、別紙3「Ⅱ-1-(2)」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、横浜市、吹田市、熊本市

○当市においても、休けい保育士・標準時間対応保育士の配置に苦慮し分園の廃止も視野に入れている施設が存在する。本園と分園を一体化した運営が可能である施設にとって、年齢別配置基準以外で保育士を配置しなければならないという現在の基準は負担になっていると考える。
○当市では、本園と分園それぞれの職員配置状況を把握できていないため、本園・分園それぞれに休けい保育士等の配置ができていない可能性がある。（対象2施設）
○現配置状況以上の保育士等が必要となる施設が出てくることが考えられる。

各府省からの第1次回答

職員の休憩時間の確保や11時間開所に対応するためには、年齢別配置基準により算定される職員とは別に追加的な職員が必要となることから、公定価格では基本分単価において年齢別配置基準とは別に休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士の人件費を措置し、配置を求めているものであり、この趣旨を踏まえれば、分園での配置を任意とすることや加算化することは適当ではない。
主幹保育教諭等代替職員については、設備運営基準において認定こども園は子育て支援事業を行うことが義務となっていることから、公定価格の基本分単価において主幹保育教諭等を地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替職員の人件費を本園と分園でそれぞれ措置し、配置を求めているものであり、分園での配置を任意とすることや加算化することは適当ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、分園が本園と緊密な連携のもと一体的に運営されており、本園の休けい保育士等が分園における同様の役割を兼ねることができる場合（分園に休けい保育士等を配置しなくても、職員の休憩時間の確保、11時間開所や地域の子育て支援活動等への対応といった制度趣旨が損なわれない場合）に限定して、配置基準の緩和を求めるものである。
分園と本園の間に距離がある等、職員間の緊密な連携がとりにくい場合にまで配置基準の緩和を求めているわけではなく、本園と分園が隣接している場合や道路を挟んで位置する場合等、本園と分園が一体的に運営されているといえる場合に限定したうえで基準の緩和を求めているものであり、その点について誤解のないようご留意のうえ、再検討いただきたい。
分園は、都心部でも柔軟に整備することができ、小規模保育事業等と異なり3歳児クラスへの進級も保証されているため保護者のニーズも高く、当市においては低年齢児（0～2歳児）の入所枠確保の要となっている（分園に低年齢児のみの入所枠が設定され、3歳児以上を本園で保育する施設も多い）。
保育士の確保が困難な状況の中、現行の配置基準に基づき本園並みの職員配置を求められることにより、新たに分園を開設する動きが妨げられるとともに、厳しい経営状況下で必要な保育士を確保できなかった保育所等による分園の廃止が進んでおり、待機児童の解消に逆行する事態となっている（令和2年度末で5か所廃止。今年度も同様に廃止に向けた動きあり）。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士は、職員の休憩時間の確保や11時間開所への対応に必要な職員であり、保育の質を確保する上でも配置を求めているものである。また、主幹保育教諭等を地域の子育て支援活動等の業務に専任させるための代替職員については、認定こども園は子育て支援事業を行うことが義務となっていることから、公定価格の基本分単価において措置しているものである。
保育の質の向上や地域における子育て支援の充実の観点から職員配置の改善が求められており、また、本提

案の背景でもある保育士不足の要因の一つとして保育士の業務負担の軽減を含む職場環境の改善が指摘されていることを踏まえれば、本提案に沿って、分園での配置を任意とすることや加算化することは、現行よりも保育士の負担を増加させ、更なる保育士不足や保育の質の低下を招くことが懸念されることから適当ではない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額算定事務等に係る地方税情報のマイナンバー制度における情報連携項目の追加

提案団体

高知市、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、デジタル庁

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「給与収入額」「公的年金等収入額」「本人該当区分(同一生計配偶者、控除対象障害者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族)」をマイナンバー制度において情報連携できるようにしていただきたい。

具体的な支障事例

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定及び副食費補足給付事業に関する事務手続において対象者の住民税課税情報をマイナンバー制度において情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトで取得できる項目では必要な情報が不足しており、以下のケースにおいて住民から課税証明書の提出を求めている。

- ①照会対象者が同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)又は各種扶養控除対象者だった場合
- ②祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主宰者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある場合

なお、課税証明書の提出を求める理由は、①のケースについては申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかを確定できないため、②のケースについては収入に関する内容が取得できず、判定できないためである。家計の主宰者の判定については自治体ごとで基準が異なるが住民税課税情報の中で判定に利用する情報は所得に関する情報(合計所得金額等、合計所得金額)又は収入に関する情報であり、所得に関する情報は現時点で連携可能であるため、収入に関する情報の追加が必要である。

上記①及び②に該当するケースは、本市においてマイナンバー制度における情報連携を行う者の約3割に該当し、マイナンバー制度における情報連携の結果確認の際に上記①・②に該当しないか判定する手順が発生し事務の効率が下がっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民にとっては、課税証明書の取得に係る手数料の負担やその取得に係る手続きがなくなるため、住民サービスや利便性の向上につながる。

また、市町村にとっては、番号連携による照会により業務を完結できるようになるため、事務が効率的に行えるようになる。

さらに、住民から番号連携による情報照会を行っているのに情報が取得できないことに対する説明を求められることもなくなるため、マイナンバーの利便性を住民により一層アピールすることが可能となると考える。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 7 号、別表第二の 116、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 59 条の 2 の 2、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項、第 30 条の 4、第 59 条第 3 項ロ、子ども・子育て支援法施行令第 4 条～第 6 条、第 9 条～第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、水戸市、富津市、横浜市、川崎市、中野市、刈谷市、吹田市、たつの市、和歌山市、高松市、宮崎市

○配偶者控除の情報が確認できるのであれば、未申告の配偶者に所得課税証明書の提示を求めなくてよくなる。

○照会対象者が各種控除対象者だった場合、未申告者との判別が不可能なため、照会先自治体に公文書による公用請求を行っている。

そのため、保育料算定に時間を要するケースが散見されることから、効率的な業務運用と利用者の利便性の向上のため制度改正が望ましいと考える。

○本市においても、提案における具体的な支障事例①照会対象者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）又は各種控除配偶者だった場合、申告がない者と全く同じ内容で情報が返ってくるので申告がないかどうかを確認ができないため、課税証明書の提出を求めています。情報連携が可能となることで、教育・保育給付認定申請者及び市町村の負担軽減に繋がると考える。

○照会対象者が被扶養者である場合、(非)課税証明書（多くの自治体では所得の記載はないもの）が発行されているため、マイナンバー連携結果と課税証明書で税情報に差異がある状況である。市民税について「未申告」である場合には、自治体向け FAQ（第 19 版令和 3 年 4 月 28 日）項番 146 に基づき、最も高い階層区分に決定することが適当という認識である。（本市による取扱い）マイナンバー連携による結果が未申告となることから負担区分をいったん最高階層で設定せざるを得ない（運用上、利用料決定通知前に挙証資料を提出していただく時間を取れない）。利用料通知後、挙証資料の提出があれば遡及対応を行うが、提出がない場合、市民はマイナンバーを提出し税額調査に協力しているにも関わらず、最高階層の負担区分で利用料をお支払いいただくことになってしまう。また、利用料決定通知は給付認定保護者に対して行うが、給付認定保護者とその配偶者の市民税額を把握していない場合も想定される。その場合は挙証資料が提出されず、利用料の更生ができない（保護者としてはマイナンバーによる税額調査が行われている前提のため、配偶者が稼いでいるから利用料が高いと勘違いしてしまう等のケースが想定される）。マイナンバーと非課税証明書による差異があるということは、市民の理解が得づらく、税額調査をされたにも関わらず、最高階層となることは誤った負担区分を設定されていると認識されてしまう。

○結果として不要となる費用を申請者に負担させることになるため、一括で情報連携できるようにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答

地方税法等に基づく税情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国统一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該連携情報により必要な情報を得られることが明白である必要がある。

①の「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、具体的な支障事例に示されている、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らない。

②の父母等の収入に関する情報については、利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要な「総所得金額等」及び「合計所得金額」の項目は設定しており、新たな項目の追加を要する明確な根拠がない。また、家計の主宰者については、各自治体の実情に応じて判断いただくこととしており、全国统一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

①に該当する者（なお、同一生計配偶者に限らず、控除対象配偶者、扶養控除対象者、控除対象寡婦・ひとり

親、控除対象勤労学生、16歳未満扶養親族についても同様に情報連携することを求めている)のうち、申告が不要で本人の申告がない者については、無所得者と推定されるため、情報連携により必要な情報は得られると考える。

次に、②の収入に関する情報については、給与収入者や公的年金収入者の所得は税制上算出するもので、実際の世帯の収入状況を示すものとは言えず、家計の主宰者の判定に父母の収入金額を用いている自治体は当市以外にも存在する。加えて、子ども・子育て支援法第16条にて保護者及び扶養義務者の資産や収入の状況について官公署等に資料の提供を求めることが可能とされている。よって、家計の主宰者の判定に収入に関する情報が必要であり、法令上も必要となることを想定していると言えるため、全国統一で必要かに関わらず連携する必要があると考える。必要な情報が得られない場合、住民に対して課税資料の提出を求めるか課税市町村に文書照会を行う必要があり、これまで同様マイナンバーを利用せずに事務手続を行うことになるため、家計の主宰者の判定基準等の事務手続について自治体ごとの運用を認めているのであればそれに十分な情報を連携項目として設定していただきたい。

連携項目の追加が困難であれば、マイナポータル上で住民から税情報の提供を受ける仕組みを新たに設ける等、住民の負担にならない仕組みを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

①について

1 本件は、紙の非課税証明書とマイナンバー制度に基づく情報連携の結果が異なるという瑕疵ある状況について是正を行うことが目的です。その手法として情報連携項目の追加を希望していますが、情報連携がなされないのであれば、代替措置が必須であると考えます。国においてDXを推進していることやマイナンバー制度の趣旨等を踏まえ、代替措置についてもご回答ください。

なお、総務省の回答には地方税情報関係の副本登録についての通知について記載がありましたが、それでは必要なデータは得られないものと認識しています。

2 以下の理由から「同一生計配偶者」について、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないとしても、それが子ども子育て支援法に基づく利用者負担額算定の要素の一つであるため、情報連携をすることで必要な情報が得られるものと考えます。

・対象者について公的証明である非課税証明書が発行されていることから、自治体の判断により非課税と推定する要素の一つに制度上なっているという認識である。

・被扶養者に対する非課税証明書については国において進めている税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングでも議論されていることから全国的かつ標準的な取扱いの一つという認識である。

・本件で「情報連携により得られる必要な情報」とは「非課税」ではなく子ども子育て支援法に基づく利用者負担額の算定にかかる情報を指すべきであり、必要な情報を得るための要素の一つであっても対象とすべきである。(同様の取扱い例:未申告である情報は税額を決定しているわけではなく法の定めもないが、実際には当該情報が各自治体で子法上必要な情報得るための要素として利用されることを前提に情報連携されている)

・子法施行令では利用者負担額について地方税法の規定による市町村民税を基準に算定しており、また、内閣府による自治体向けFAQで税未申告の者の取扱いや税が賦課されないものの取扱いを示している。このことから税の所管が算定した市町村民税のみを必要な情報とするのではないことは明らかであり、「同一生計配偶者」は国が示した利用料算定に必要な情報である認識。

【たつの市】

①について、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者の判別のために必要な情報が得られるとは限らないとの回答だが、具体的な支障事例があることを鑑み、「同一生計配偶者」以外で判別のために必要な情報が得られる項目を検討・追加していただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

①の「同一生計配偶者」の場合について、地方税情報上、本人該当区分が「同一生計配偶者(控除対象配偶者を含む)」に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税の所得割額又は均等割額の非課税者であることは確定できず、「本人該当区分等」を連携項目に設定することは困難である。

なお、すでに連携項目となっている「市町村民税所得割額」又は「市町村民税均等割額」の項目において、未申

告者と市町村民税の所得割額又は均等割額の非課税者との区別が可能となっているところである。

②の「祖父母等と同居しており、父母のみで家計の主権者として認めるための基準額以上の収入があるかを判定する必要がある」場合について、父母及び祖父母等の収入に関する情報のうち、利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要と考えられる「総所得金額等」及び「合計所得金額」についてはすでに連携項目として設定している。

一方、「総所得金額等」の下位項目（「給与収入額」「公的年金等収入額」等）は必ずしも利用者負担額の算定対象になるか否かの判定に必要ではなく、当該情報を連携項目に設定することは困難である。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等(KPIの設定、毎年 of 外部有識者の評価を含めた進捗管理等)の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。

具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとに KPI を設定することが求められており、KPI の数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。

また、同手引 p.6 において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19 に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。

については、設定する KPI 数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。

地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方に KPI を設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方に KPI を設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。

具体的な支障事例

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略の策定は努力義務とされているものの、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などの地域再生法に基づく国の財政支援措置を活用するに当たっては、同戦略を策定していることが求められる。

当市においては、公債償還基金の計画外の取崩しや新たな市債の発行などにより、不足する財源を補てんしており、令和元年には財政調整基金が底をついた状況にある。このように緊迫する自治体財政の中において、地方創生に取り組むに当たっては、国の財政支援を活用する必要性は高く、同戦略の策定は実質的に策定の義務として地方自治体に課されている状況にあるが、計画策定に当たってもそのための経費と人員、労力といったコストを要しており、これらが大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に向けた行政運営の効率化等が図られ、地方自治体の負担軽減等につながる。

根拠法令等

・地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第5条第4項第1号及び第 13 条

・地方創生推進交付金制度要綱(平成 28 年4月 20 日付け府地事第 16 号、28 農振第4号国総政第1号、環境

対発第 1604201 号)第3、第 11 及び第 12

- ・まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第9条、第 10 条
- ・第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020 改訂版)
- ・地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年 12 月版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、半田市、田原市、京都府、羽曳野市、鳥取県、高松市、高知市、延岡市

—

各府省からの第 1 次回答

【回答】

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標(KPI)の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標(KPI)を設定する単位など手引きの在り方について令和3年度中に検討し、結論を得る。

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き(以下「手引き」という。)については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づき、地方公共団体の参考となるよう留意すべき事項を示しているものであり、策定・効果検証に当たっては、地方公共団体において、技術的な助言として活用いただいていると認識している。

なお、現行の手引きにおいては、例えば、外部有識者を含む検証機関による効果検証を定期的に行うことが重要であるとしており、毎年の外部有識者の参画による効果検証を求めているものではない。

【理由】

「次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について(通知)」(令和元年 12 月 20 日付閣副第 769 号・府地創第 118 号)等において、「本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の4(技術的な助言)に基づくもの」と明記しており、あくまで技術的な助言として行っているものである。

(※技術的な助言とは、地方公共団体の事務に関し、地方公共団体に対する助言として、客観的に妥当性のある行為を行い又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりする通知を発することができることとされているものである。)

効果的な PDCA サイクルに基づく効果検証の実践においては、重要行政評価指標(KPI)の設定は必要であり、外部有識者の参画は重要であると考えているが、地方版総合戦略が第1期の開始から約7年が経過している状況を踏まえると、手引きの在り方を見直すことも考えられる。

なお、手引きでは、「地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能」と明記している。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に向け、前向きな検討を希望する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去 10 年間で約 1.5 倍に増加するなど、国会や

全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

ご提案の趣旨を踏まえ、PDCA サイクルにおける重要業績評価指標 (KPI) の活用状況や外部有識者の参画による効果検証の実施状況等について調査を実施した上で、その調査結果を基に、重要業績評価指標 (KPI) を設定する単位の在り方等、手引きの改定に向けて、令和3年度のできるだけ早い時期に検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(17) まち・ひと・しごと創生法(平26法136)

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。

(関係府省:内閣官房)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

北方領土問題等に関する国又は都道府県への請願における電子署名の取扱いの明確化

提案団体

北海道

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

当団体では、これまで北方領土問題等に関する取組として、総理大臣等に対して要請書等を提出する請願を行っている。

近年、技術的にはインターネットによる署名も可能となっているが、国又は都道府県への請願に際して、インターネットにより収集した署名(以下「電子署名」という。)の添付の可否や署名者の本人確認など、その取扱いが明確化されていないため、通知等において明確化されたい。

具体的な支障事例

【提案の背景】

当団体は、北方領土返還要求署名活動団体として、市町村や民間団体と連携してイベント等において対面で募っているが、新型コロナウイルス感染症の影響による署名機会の減少に伴い、署名実績は大きく減少している。今後、北方領土返還要求運動への関心を高め、国民世論の結集と高揚を図るためには、若年層を中心とした各世代が参加しやすい環境づくりが必要である。

また、国はデジタル化社会の形成を推進しており、インターネット等を活用した取組を一層強化する必要がある。

【支障事例】

インターネットを利用した署名活動は、デジタル化社会の形成に対応した北方領土問題への国民的な関心の高まりや、北方領土返還要求運動への参加促進策として高い効果が期待できる一方で、国又は都道府県への請願に際し、電子署名により作成した請願書と一体となった署名簿の添付の可否や、署名者の本人確認など、電子署名の取扱いやその要件等が明確化されておらず、行政府における統一した請願事務の処理やデジタルガバメントの実現に向けた新たな取組の妨げとなっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【署名の本人確認に係る懸念の解決策】

上記支障の解消のため、請願に係る電子署名の取扱いやその要件等を通知等により明確化し、国や都道府県における事務処理の統一化を図る。なお、電子署名による署名簿の添付が可能となる場合、なりすまし等の懸念については、本人確認等(ID/パスワードの登録など)を行うことにより、国が求める押印原則等の見直しに沿った対応が可能であると考えられる。

【制度の導入による効果】

次の点から、住民の利便性の向上のほか、国の重点施策と連携した高い効果が期待できる。

(1) 新たな手法による署名機会の確保

現在の自筆による署名簿に加えて、新たに電子署名による署名簿の提出が可能となることにより、イベント等に依存せず、いつでも、どこでも、誰でもが署名に参加できる環境が確保される。

(2) 若年層の北方領土返還要求運動の参加促進

デジタル機器に馴染んでいる多くの若者に対し、返還要求運動に参加しやすい環境が提供でき、内閣府北方対策本部の令和3年度最重点課題である「若年層と元島民後継者等の次世代融合による新次元での返還運動の展開」など、国の方向性とも合致する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

インターネットを活用した非接触による安全な署名が可能となる。

根拠法令等

請願法(昭和22年法律第13号)第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

名古屋市、岡山県、宇和島市、沖縄県

○北方領土問題にかかる署名については、従来街頭啓発活動等において募っているが、コロナ禍においては対面での署名活動は難しくなっている。そのため、新たな手法として電子署名を活用することは有意義なものと考えられる。

各府省からの第1次回答

北方領土問題に関する請願を含めて、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する者（署名者）の自署や押印は必要ありません。したがって、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは、現行制度上も可能となっていますし、請願書に関連する資料として、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付いただくことも可能です。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、電子署名等を行った方の氏名を請願書に請願者として記載することは可能であり、当該請願書の内容に賛同する方の電子署名等をまとめたものを請願書に添付することも可能との見解が示されましたが、署名者の本人確認に関する取扱いについては、お示しいただけませんでした。道としては、電子署名の活用においては、なりすまし等を防止し、信頼性のある電子署名を導入することが重要と考えておりますので、署名者に関する本人確認の取扱い又は具体的な例示等について、通知又は公表等によりお示し願います。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

御提案の事項が現行制度で対応可能であることについては、今後、ホームページ等で周知したいと考えています。なお、第一次回答においてもお示ししておりますが、請願法に基づく官公署に対する請願については、請願者や請願内容に賛同する署名者の自書や押印は必要ありません。また、請願に賛同する署名者に関する取扱いについても、署名を受け付けて国に請願を提出する者の判断に委ねられています。したがって、署名者に関する本人確認の取扱い又は具体的な例示等について、国側はお示しする立場に無いと考えています。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(2) 請願法(昭22法13)

請願法に基づく官公署に対する請願については、電子署名による署名簿の添付等は現行制度上も可能である旨を、ホームページで周知する。

(関係府省:内閣官房)

[措置済み(内閣府ホームページ「北方領土返還要求運動」にて公表)]

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画に係る事務の見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。

具体的な支障事例

①重複事項の省略化

・実施計画及び地域再生計画の記載事項において、主な項目(目標、目指す将来像、全体の概要、事業の内容、KPI、事業が先導的であると認められる理由、評価の方法等)はほぼ重複している。作成支援ツールが配布されているが、適切な記載になっているかの確認や、ツールで記載できない部分の記入(対象区域、評価方法等)が必要となる。また、2年目以降の変更の場合はツールが使用できず、作業が必要となる。

②窓口の一本化

実施計画、地域再生計画はどちらも内閣府所管であるが、窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、もう片方で整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。例えば、実施計画に修正があった場合、再生計画の修正作業が必要だが、実施計画の窓口と再生計画の窓口それぞれ連絡し、内容説明をして、それぞれが設定する締切りや様式に対応する必要がある。また、実施計画が不採択となった場合、再生計画は自動で不採択とはならず取下げの手続きが必要であり、こうした一連の業務に対し職員の負担がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

①重複する事項を省略できるようそれぞれの計画を精査することで、事務負担の軽減を図ることができる。

②実施計画と地域再生計画の窓口を統一し、同一内容記載部分については、片方の修正が自動で片方に反映できる仕組みとすることにより、2回必要な申請を1回にまとめることができ、事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

- ・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第13条
- ・地域再生法施行令(平成17年政令第115号)第9条
- ・地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定)
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、大阪府、高松市、高知県、高知市、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○推進交付金事業の変更に当たり、手続等について内閣府の推進交付金担当及び地域再生計画担当に問い合わせたところ、各担当で異なった回答であったこと等により、変更手続を行う時期が遅れる事例があった。
○当団体では、作成支援ツールについて、KPIの記載部分意向が、エラーで正しく反映されず、ツールが利用できなかったため、作業が必要となった。記載内容が、ほぼ重複している以上、ツール等で解決するのではなく、重複記載部分を省略することで省力化を図ることができる。
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画及び地域再生計画をそれぞれ作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第1次回答

1. 重複事項の省略化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、地域再生計画（以下「再生計画」という。）と地方創生推進交付金実施計画（以下「実施計画」という。）との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。なお、再生計画及び実施計画への記載そのものを省略することは適切でなく対応困難である。

【理由】再生計画は地域再生法に基づき作成・提出するもの。実施計画は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）に基づき作成・提出するもの。両計画は目的や性質の異なる別の計画であることから、記載事項の省略は困難である。

再生計画は地方公共団体が実施する事業及び当該事業を推進するために活用する支援措置を明らかにした計画であり、具体的な事業の内容や事業の推進のために活用する支援措置等を盛り込んだ再生計画を、内閣総理大臣が認定するもの。

認定された再生計画（認定再生計画）に記載されている事業に対し地方創生推進交付金を交付することができる。交付決定を行うためには、補助金適正化法に基づく申請書の一部である実施計画において、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載する必要がある（補助金適正化法5条）、実施計画に記載されている当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等の審査を行う必要がある（補助金適正化法6条）。したがって、記載事項が重複している部分はあるものの、両計画において各々必要な事項であるため省略することは困難である。

一方、地方公共団体の事務負担軽減を図るために、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

また、再生計画の認定申請に当たって必要となる添付書類についても、簡素化・不要化を図る等の運用改善を行っているところであり、変更案件の提出書類については、第55回認定（令和2年1月申請分）以降、新旧対照表の提出を不要としている。

2. 窓口の一本化

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等について、再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。

なお、実施計画申請期間終了後における実施計画の修正に伴う再生計画の修正については、内閣府において把握する限り、殆ど発生していないと承知しているところ（地域再生計画申請期間終了後に地域再生計画の修正が生じた場合の実施計画の修正においても同様）。

【補足】再生計画及び実施計画は、制度的位置づけが異なるものであり、各々、適正に審査を行う必要があることから、それぞれの計画の審査につき体制を設け、円滑かつ効率的に事務を行っている。窓口の一本化（審査事務の一元化）を行うことで、かえって審査期間の長期化や交付決定の遅れにつながりかねないが、再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方等については要望の趣旨を踏まえ検討したい。

地方創生推進交付金は、年間約2,000件程度の申請がある中、地方公共団体の事業遂行をできる限り長期間確保する点に留意し、限られた時間・人員の下で再生計画及び実施計画についての適正な審査に当たっている

ところ。

(1) 申請期間終了後の差し替え等について

再生計画は、申請期間終了後も、主に誤記載や体裁の不備など修正の必要があるものについて差し替えを認めている。

実施計画は、申請期間終了後は、原則差し替えを認めていないものの、事業内容の審査に至らないような明らかな誤記載等については例外的に差し替えを認めている。

(2) 不採択後の取下げについて

再生計画は地方公共団体から申請されているものであることから、実施計画が不採択となったことを踏まえて再生計画の申請を取り下げるか否かは、申請者(地方公共団体)の意思による。なお、取下げに関する手続については、特段書面による事務手続を求めておらず、メールにて取り下げる旨を報告いただく運用としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度では、法に基づき、地域再生計画及び地方創生推進交付金実施計画をそれぞれ提出しているが、現行制度の枠組みの中での見直しにとどまらない、制度の改廃を含む抜本的な見直しを期待している。

地域再生計画と実施計画は、目的や性質が異なるにもかかわらず実施計画の記載の多くを地域再生計画に転記しており、内容が重複する2つの計画の必要性に疑問がある。目的や性質が異なることを踏まえ、それぞれの計画に書くべき内容を整理し、両方の計画に重複する事項を減らすなど義務付けの軽減を求める。また、重複する事項については、「地域再生計画のとおり」などと記載し、一方の計画に委ねることも検討いただきたい。特に、重複項目を変更する際、それぞれの変更について国の担当者に事前に相談し、地域再生計画においては、変更申請又は報告のどちらに該当するか確認するなど、業務負担があるため、制度の枠組み自体を抜本的に見直しいただきたい。

記載が重複する2つの計画について、国の各担当が審査するため、両計画の重複する部分の修正について負担が生じている。したがって、窓口を統一し、両計画の審査日程を合わせることや、同じ担当が両計画を審査すること、もしくは両計画を両担当が共有し、重複する部分の省略や修正等の内容を国の担当者間で共有及び計画への修正の反映をするなど、ご検討いただきたい。

実施計画から地域再生計画を転記する作成支援ツールはあるものの、実際に作業負担が残っているため、今回、規制緩和(義務付けの見直し)を目的に、制度の見直しに踏み込んだ重複事項の整理を提案する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

1. 重複事項の省略化

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。

2. 窓口の一本化

地域再生計画と実施計画の申請先の一元化や両計画の審査担当の相互の連携のあり方について、地域再生計画の申請の取下げ手続きを含め、令和3年度中に検討を行い、結論を得る。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。

(iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金実施計画に係るスケジュールの見直し

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金実施計画について、①事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し②交付金採択の内示期間の見直しを求める。

具体的な支障事例

①事前相談期限から提出までのスケジュール見直し

・令和3年度分の場合、実施計画の事前相談受付期間は令和2年12月22日から令和3年1月8日となっているが、期間内に送付した実施計画案に対する内閣府からの回答(コメント)は1月19日までを目途に行うこととされていた。

・内閣府の回答を踏まえて、計画の修正や事業の見直しを行い、実施計画を提出することになるが、提出期間は1月20日から1月22日となっており、内閣府の回答が遅くなると提出期間までの期間が短くなる。仮に1月19日に内閣府の回答があった場合、修正ができる期間は実質1日しかない。また、事前相談を踏まえた修正依頼のほとんどが、語句の訂正ではなく、内容に踏み込んだ依頼となるため、作業としては、実施計画書全般の見直しとなり、負担となっている。

・その他にも、実施計画に修正が発生した場合、短期間で地域再生計画も修正しなくてはならず、負担が大きくなっている。(地域再生計画提出期限(令和3年度の場合1/22)以降は、地域再生計画は修正できないため。)

②交付金採択の内示期間の見直し

・実施計画の交付金採択の内示は3月下旬を予定されているところだが、当県にその内示の連絡があったのは、令和3年3月30日午後3時であった。そのため、市町村への通知を3月31日、さらに関係者への周知はそれ以降となり、事業を開始できる時期が遅れ、事業ができる期間にタイムロスが発生することとなった。また、仮に人事異動により担当者が変わる場合、よりタイムロスが発生するものと思われる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

①事前相談期限から提出までの期間を十分確保できることになれば、検討時間をより確保することができ、より良い実施計画を作成することができるようになる。

②交付金採択の内示の情報提供を遅くとも3月25日までにしていただければ、事業期間のタイムロスが発生することが少なくなる。これにより、関係者のミーティングなどの事前準備等を採択前に行うことができ、採択後のスムーズな事業開始につなげることができる。また、事業が不採択となる場合も、情報が事前であれば、自治体独自で行う代替事業の検討をすることもでき、実施計画の事業の一部を活かし、地域活性化につなげることができる。

根拠法令等

地域再生法第5条及び13条

・地域再生法施行令9条

・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)

・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、滋賀県、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、高松市、高知県、高知市、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○②内示から事業開始の4月1日までの期間がないことから、不採択となった場合の検討や議会との調整などが難しく課題となっている。(近年、不採択はないため実際の支障とまではなっていない)

○実施計画作成に係る事務連絡(令和2年12月22日)から、事前相談受付期日(令和3年1月8日)までの期間が短く、運用変更に対応するため、年末年始期間に出勤し、作業せざるを得なくなっている。また、相談を行っても、受付期間が迫るにつれ、国も作業期間がなく、具体的な相談とはならなくなっている。運用の変更点等について事前に連絡をいただくか、スケジュールをもう少しゆとりのあるものにしてほしい。

○本市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画の作成や内示を受けて行う事務処理に確保できる期間が短いことにより、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

○提案団体指摘のとおり、事前相談に対する回答から実施計画の提出までは数日しかなく、事前相談期限から提出までの期間を十分確保していただければ、より充実した実施計画の作成につながると考えられる。

各府省からの第1次回答

1. 事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し

【回答】年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため、大幅な変更は困難であるが、事前相談期限と申請開始時期のあり方について変更できないか、今年度中に検討し、結論を得る。

【理由等】年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため。

まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。

また、内閣府においては、地方創生推進交付金事業の設計に係る相談を年度を通して受け付けている。特に、次年度に係る申請に関しては、秋に個別の相談会を設けるなど伴走支援を行っており、申請期間に近接した時期に事前相談が集中することのないよう、手立てを講じているところでもある。

なお、地域再生計画については、申請期間終了後においても、当該計画の差替えについて対応しているところである。

2. 交付金採択の内示期間の見直し

【回答】内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。

【理由】内示(採択事業の公表)は新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているため。

地方創生推進交付金の内示(令和3年度第1回募集は3月下旬、HPでも事業名・金額を公表)については、新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているところであり、予めその日程を具体的に予見することはできず、内示時期の前倒しを行うことは困難である。

内示後の交付決定時期については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことを受け、平成30年度から、年度当初の交付決定としているところであるが、必ずしも、年度当初の交付決定にこだわらないとの地方

公共団体の意見が大勢であれば、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生推進交付金の事前相談の回答から申請までの期間は、事業の方向性や内容を見直す最後の機会となる。例年、事前相談の修正依頼期限(令和3年度の場合、1月19日)の翌日から3日間に実施計画を提出するが、事前相談の修正依頼期限を見直し、実施計画提出期限までの十分な期間の確保をお願いしたい。また、令和3年度以外は、新年度予算案が閣議決定した日に地方創生推進交付金の制度要綱や様式等が送付され、同日が事前相談の開始日となっているが、閣議決定前でもその時点の「案」として様式等を提供いただければ、あらかじめ準備し、事前相談の開始日から相談をすることができる。

地方創生推進交付金は、県を通じて市町村への通知や書類の提出を行うため、実際には内閣府が提示する日程よりタイトな日程となる。自治体が直接実施計画を提出するようにする等、実質的な日程の確保につながる見直しも検討いただきたい。

採択の内示について例えば令和3年度第1回は、3月26日に予算成立、3月30日15時に内示があった。事業開始前の準備期間を確保するため、内示時期の前倒しをご検討いただき、それが困難な場合は、予算成立当日の連絡や、予算が成立した場合の仮採択案として予算成立前に事前に情報提供頂く等、採択の内示の改善について、ご検討いただきたい。

なお、1次回答の中で、交付決定時期の後ろ倒しについて検討する旨の回答があるが、2の提案の趣旨は、事業開始前の手続きに係る期間を確保することである。交付決定の後ろ倒しは、4月から着手すべき事業がほとんどであり、提案の趣旨に逆行するため、交付決定時期の後ろ倒しは望んでいない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1. 事前相談期限から提出までのスケジュールの見直し

第1次回答にあるとおり、年度当初の交付決定に向けてタイトなスケジュールで審査を行っているため、大幅な変更は困難であるが、事前相談期限と申請開始時期のあり方について変更する方向で、今年度中に検討し、結論を得る。

2. 交付金採択の内示期間の見直し

内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。

(ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

138

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に基づく住宅応急修理制度の手続きの見直し

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

災害救助法に基づく住宅応急修理制度における、水害時の手続き等については、これまでの実績を基に、国で修理費用をある程度パターン化すること等により、修理業者からの見積書の提出を不要とする。

具体的な支障事例

市区町村においては、災害救助法に基づき、国が定めた基準や要領等により、被災した住宅の応急修理を実施している。制度利用に当たっては、被災者からの申込みや修理業者からの見積書、さらには、完了報告書の提出などの複数の手続きが必要とされているほか、修理は、日常生活に必要最低限の部分に対し行うこととされている。

このうち、特に、被災者からの申請における修理業者からの見積書の提出については、申請窓口等において、被災者から、「提出書類が多く、手続きが煩雑である。」、「業者が多忙で見積書の作成に時間が掛かり、手続きが遅れる」などの意見や、修理業者からは、「書類作成が重荷である。」との指摘を受けている。また、市区町村においても、見積書の確認事務は負担となっており、例えば、令和元年東日本台風においては、修理対象となる住家が相当数にのぼる中で、業者毎に見積書の様式が異なるとともに、応急修理の対象となる工事以外の内容も含まれた見積書の審査事務が負担となり、迅速な災害対応に支障が生じた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

被災者や修理業者の負担軽減のほか、申請に係る審査等の事務を担当する市町村の事務負担が軽減する。

根拠法令等

災害救助法第4条第1項第6号、災害救助事務取扱要領、災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、八王子市、川崎市、石川県、長野県、八尾市、岡山県、徳島県、高松市、熊本市、宮崎県

○当市においても令和元年度東日本台風の際、修理業者の見積書提出後の内容修正に相当な時間を費やし、双方にとって負担が大きくなった。特に業者独自の見積もり書式と、応急修理制度として指定している様式の内訳の整合においては、対象工事を抽出して整理することだけでも負担が大きく、迅速な災害対応に支障をきたした。また、小規模の修理業者が請負う場合が多く、現場対応と同時並行で事務処理の迅速さを求めることは難しい。自治体によっては必ずしも技術職が対応するとは限らないため、手続き・書類関係の簡素化を求めるとこ

ろである。

○住宅応急修理の対象となるか判断に苦慮する案件について、事前に県に確認した際、可との回答であったにも関わらず、費用弁償請求時で不可とされた事案があった。細かすぎる審査が市・県双方に負担を強いているので、見積書の提出を求めないことも含め、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

○災害救助法による応急修理は、(全壊)、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊と認定された者であり、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者を含め、現物をもって行うこととされている。

○住宅の応急修理が対象となる災害はその規模、発生時期、発生場所などによりその態様は異なるものであり、一つとして同じ災害は発生しない。

一言に水害と言っても、堤防の決壊や越水・溢水、強風を伴う風水害など、具体的には、

- ・被災の程度、損傷箇所など、立地環境により住宅の損傷の程度は大きく異なるものであること
- ・被災者の個々の住宅についても建築構造、延床面積、使用している材料・設備、築年数などにより大きく異なること

など、被災した住宅の修理パターンは無尽蔵にあり、費用をパターン化することは不可能と考える。

(具体例として、浴槽(ユニットバス含む)や便所、システムキッチンだけでもメーカー、グレード・材質・サイズ・機能、国産・外国産などパターンは無数にあり、住宅に利用される柱や床材・建具だけでも、材質、サイズ、施工方法などパターンが無数にある。)

○住宅の応急修理は、被災者がどこを修理すれば元の住宅での生活が行えるかについて、被災自治体と被災者個々のニーズを把握した上で実施するものであることから、被災者が申請時に提出する見積書を自治体が確認した上で、対象になり得るか施工業者からの見積書などを確認してから修理を行うことが合理的であると考えている。

○また、自治体では、

- ・自治体は具体的な修理金額も把握せずに契約(支出負担行為)手続きを行うことが可能なのか
- ・自治体が具体的な修理内容を確認せずに被災者に修理を実施させるため、応急修理対象外となる修理を実施した被災者は、対象外となる修理についても、自治体が費用負担するものと誤認してしまい、結果として予想していない費用を自らが負担することになってしまうのではないか

- ・国はこれまで住宅の応急修理について、自治体の要望を踏まえて、柔軟な対応を図ってきたところであり、国が修理費用のパターンを示した場合、これまでの弾力的な運用に支障が生じるのではないか

など、現場での様々な課題及び混乱が生じる可能性が考えられる。

○加えて、わが国の会計法規上、修理業者との契約を行う上で見積書は必要不可欠であると考えており、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下、「予決令」という。)第99条においては、「工事又は製造の請負の契約でその予定価格が100万円を超えない場合は随意契約によることができる」としており、発災時には随意契約により迅速に応急修理を提供できるものである。また、第99条の6において、「契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は「全ての修理内容のパターン化」を求める提案ではなく、「類型化の余地がある修理内容についてのパターン化」を求める提案である。例えば床上浸水における床修理については、畳、フローリング等の仕上げ材及び下張り(荒板)、根太、大引、床束等の下地材で構成されるが、1平方メートル又は1畳あたりの単価をパターン化し、見積りに記載する単価を単純化することにより、施工業者及び行政の書類作成等の負担が減じられるものとする。

また、修理内容等の確認については写真等により可能と考える。

なお、パターン化できる項目及び単価をあらかじめ設定することにより見積書の作成の省力化等が図られ、迅速な応急修理に繋がり、一方パターン化されない項目についてはこれまでと同様に被害の状況に応じて柔軟に対応できるなど、より弾力的に被災者に寄り添った制度の運用が図られるものと思料される。

見積書の提出を不要にすることが困難な場合であっても、上記取り組み等により、申請に係る地方公共団体の手続きや関係書類の簡素化を図り、住民のためにも迅速な災害対応を可能にすることを求めるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【川崎市】

浸水被害の場合、1階部分がほぼ修理対象となっており、修理対象となる家屋が相当数にのぼっているにも関わらず、

ならず、日常生活に必要最低限ではないという見解から、収納の扉や床は対象外などと、見積書の審査事務を行うことが負担となっていた中で、見積書の添付自体は必要としても、その審査業務が必要かご検討いただきたい。併せて、一つとして同じ災害はなく費用のパターン化は難しいとのことだが、これまでの災害の経験から、被災者に寄り添った迅速な対応ができるよう、災害の種類に応じたガイドラインの作成等をご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

第1次回答を踏まえた提案団体からの見解に記載されるとおり「床修理」については、畳、フローリング等の仕上げ材及び下張り(荒板)、根太、大引、床束等の下地で構成されていることは国においても承知しているが、例えば、床材だけを見ても、多種多様な材質・規格などにより大きく価格が異なるため、「床修理」である畳・フローリング等の費用をパターン化することは困難であり、応急修理が発生した時点において、具体的なその時点の単価、使用材料により、被災者の住宅に合わせた適切な積算を行うことが必要になると考える。

災害救助法の応急修理は、災害により破損した箇所について必要最低限の修理をするための制度であり、基準額の範囲内で被災者がどのような修理を希望するかによって弾力的な対応が可能となっている。

仮に1㎡又は1畳当たりの単価を国がパターン化して、自治体はその単価を活用する場合において、実際の修理単価がパターン価格の上限を上回った場合、材質や単価を下げるように被災者や修理業者との交渉を行う必要が生じる可能性もあることから、応急修理が円滑に行われなくなるのではないかと危惧する。

このため、各修理業者からの見積書を以って、予定価格の参考単価としているものであり、パターン化をすれば見積書の作成が省力化されるものではない。

被災者に寄り添う観点から迅速に対応する必要があることは理解するものの、応急修理に要した費用の一定割合を国費及び県費(救助実施市費含む)で負担するという性格の費用であることから、金額の透明性、適正性、さらには説明責任が求められることについて、ご理解いただきたい。

(参考1) 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)

(予定価格の決定)第九十九条の五

(参考2) 計算証明規則(昭和二十七年会計検査院規則第三号)

(随意契約に関する書類の添付)第十七条

また、写真により修理内容の確認が可能であるとの認識については、修理時の品質管理、施工管理の観点から否定するものではないが、写真によりその材質や単価が確認できるものではなく、見積書の代替書類となるとは考えていない。

もとより、写真の提出は見積書とのセットであり、過去の災害の応急修理等(修理前、修理中、修理後の写真)において、被災者又は修理業者が写真を撮影していないケースも多々散見される。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(3) 災害救助法(昭22法118)

被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令3内閣府政策統括官(防災担当))を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

155

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。
もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

地方創生推進交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生推進交付金実施計画の作成[地方創生推進交付金制度要綱第4・第5]

企業版ふるさと納税では、地方公共団体が地域再生計画に記載する事業が大括り化され、国が包括的に認定する方式に簡素化された。

【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金実施計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるにもかかわらず、事業ごとに複数の地域再生計画・交付金実施計画を策定していることや、各計画に個別の契約単位まで充当事業を特定して記載していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生推進交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、高山市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、宝塚市、高松市、高知県、久留米市、糸島市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、延岡市、全国町村会

○重複部分が多い地域再生計画と交付金実施計画の作成が、交付金申請の負担となっている。
○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第1次回答

【回答】・管理番号 133 に対する回答にあるように、地域再生計画と実施計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）と交付金の交付に必要な地域再生計画（以下「再生計画」という。）はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている（9条2項、10条2項）。

・一方、地方創生推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている（同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項）。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である（同法5条15項、13条1項）。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・実施計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・なお、企業版ふるさと納税の場合は、企業からの寄付金を用いて地方公共団体が将来的に実施する事業を再生計画に記載するのであって、その事業は多数に上ることが想定される。また、国の交付金交付のための計画でもないところ。

③その他

・地方公共団体の事務負担軽減を図るため、再生計画の作成については、平成29年度以降、実施計画との記載内容の共通化を進めるとともに、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」最終取りまとめ（令和元年5月23日公表）も踏まえ、令和2年からは、実施計画と記載内容が共通化する部分について自動転記する地域再生計画作成支援ツールを地方公共団体に配付している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生推進交付金を受けるために作成しているのが実態である。このうち地域再生計画と事業実施計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の

記載を必須とするのであれば事業実施計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。

また、地域再生計画と事業実施計画を構成する事業について、個別契約単位まで充当事業を特定せず、大括り化する(地方版総合戦略に沿った想定事業の記載や事業の方向性で足りるとする等)ことにより、変更手続きに伴う負担軽減や、時機に応じた新たな事業実施等、柔軟な交付金執行が可能となる。さらに、事業当たりの交付上限額を撤廃する等により、複数の事業を包括(一本化)する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手續に係る負担は大きく軽減される。地域再生計画と事業実施計画を事業ごとに複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。

なお、事業が先導的であることを示すために計画に記載している自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の項目は、一部、地方版総合戦略において示しているものもあるほか、個別単位の充当事業に共通するポイントを記載することで、上記のように計画を簡素化した場合でも示すことは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高山市】

地方創生推進交付金の交付にあたり、3つの計画を整理し、必須要件を改正していただくのが望ましいが、それが困難であれば、地域再生計画と実施計画の記載内容の重複部分を削除し、簡素化を図っていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。

複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。

また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。

国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。

複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び実施計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけになってしまうため、必要性が感じられない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

156

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化

提案団体

兵庫県、神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。
もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

地方創生拠点整備交付金は、地域再生法に基づき、地方版総合戦略に定められた自主的・主体的で先導的な事業を記載して作成した地域再生計画に基づく事業及びそれと一体となった施設整備等の実施に要する経費に充てることとなっている。

地方公共団体が地方創生拠点整備交付金の交付申請を行うに当たっては、以下の手続が必要となる。

- ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
- ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
- ③地方創生拠点整備交付金施設整備計画の作成[地方創生拠点整備交付金制度要綱第4・第5]

【支障】

ひとつの交付金を申請するために3つの計画を策定する必要があり、それぞれの計画に重複する部分がある。特に、地域再生計画と交付金施設整備計画は転記で作成する部分が多い。

同一の地方版総合戦略に基づく施策であるに関わらず、整備拠点ごとに複数の地域再生計画・交付金施設整備計画を策定していることから、作成・認定手続が交付金申請に当たっての負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方版総合戦略に定めた施策を重視しながら地域再生計画の作成・認定手続が簡素化されることで、計画認定や交付金申請に伴う地方公共団体の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

根拠法令等

まち・ひと・しごと創生法第9条、10条、地域再生法第5条第13条、地方創生拠点整備交付金制度要綱第2～第5、地域再生計画認定申請マニュアル

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、仙台市、柏市、川崎市、相模原市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、羽曳野市、高松市、久留米市、長崎県、大分県、延岡市、全国町村会

○当市においても、地方創生拠点整備交付金に係る業務において、限られた期間の中で複数の計画を作成する必要があるため。職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されと考えられる。

各府省からの第1次回答

【回答】・管理番号 133 に対する回答にあるように、地域再生計画と施設整備計画との間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に、地方公共団体の負担軽減を図る観点から簡素化を図ることができないか検討を行い、結論を得る。

・一方、地方版総合戦略を地域再生計画として位置付けることは、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。また、複数の事業がある場合に包括的な認定を可能とすることに対しても、下記の理由により、適切でなく、対応困難である。

【理由等】①地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）と交付金の交付に必要な地域再生計画（以下「再生計画」という。）はそれぞれの位置付け、趣旨が異なるため。

・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法9条1項又は10条1項に基づき、国の総合戦略を勘案して、地方公共団体の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画であり、地方公共団体が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされている（9条2項、10条2項）。

・一方、地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に必要な再生計画は、地域再生法に基づき、総合戦略に定められた事業であって地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する先導的な事業について、目標や事業内容等を定めるものとされている（同法5条4項、1項、2項、3項、13条1項）。

すなわち、交付金の対象となる個別特定の事業について、その内容を明らかにする計画であるといえる。また、交付金の交付に当たり、再生計画の内閣総理大臣による認定を受けることも必要である（同法5条15項、13条1項）。

②複数の事業がある場合に包括的な計画での認定を可能とすることの必要性が感じられず、対応は困難である。

・交付金に係る再生計画に記載する事業については、地域再生法5条4項1号に基づき、総合戦略に定められた事業であって、かつ社会環境整備、移住促進、人材育成、産業振興等に資する先導的なものとしていることから、事業ごとに、その点を明らかにする必要がある。そのため、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなり、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

・施設整備計画は補助金適正化法によって求められる事項の記載が必要であり、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけとなるため、かえって、地方公共団体の負担が増大しかねない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで、国においても計画作成手続の簡素化を図っていただいているが、地方版総合戦略という拠り所があるにも関わらず、さらに2つの計画作成を前提とした手続では、地方の根本的な負担軽減にはならない。これらの3つの計画はいずれも、地方創生拠点整備交付金を受けるために作成しているのが実態である。

このうち地域再生計画と施設整備計画はほとんどが共通の内容であるため、地域再生計画への詳細な内容の記載を必須とするのであれば施設整備計画と一本化する等、複数年にわたって複数の団体から類似の提案が出されていることも踏まえ、計画認定や交付金申請に伴う負担が抜本的に軽減されるよう検討されたい。

また、現行では整備する拠点ごとに計画を策定する必要があり、明らかに同趣旨の案件であっても所在地が異なる場合等は個別に計画を策定している。整備により目指す将来像や解決する課題が同様の施設であれば、拠点ごとの計画作成要件を撤廃する等により、複数の施設を包括（一本化）する計画を可能とすることで、計画認定や交付金申請の手続に係る負担は大きく軽減される。交付対象施設ごとに事業が先導的であることを示したとしても、地域再生計画と施設整備計画を複数作成している現状と比較すれば、地方公共団体の負担が増大することはない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生拠点整備交付金の申請に当たって策定求められている計画について、必要最小限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

交付申請にあつては、地方公共団体が定めたひとつの地方版総合戦略に基づく施策であるにも関わらず、事業毎に地域再生計画を作成し、それに対応した実施計画または施設整備計画の作成を要するものであり、大きな事務負担となっている。

複数の事業を実施する場合にあつては、包括的な地域再生計画、実施計画及び施設整備計画の作成により交付申請が可能になるよう求める。

また、実施計画及び施設整備計画並びに地域再生計画の記載内容には重複箇所が多く存在しており、転記後の確認作業に大きな事務負担が発生している。

国においては転記ツールの配布等により事務の効率化に理解をいただいているところだが、一層の町村の事務の負担軽減を図るため、記載内容の簡素化についても併せて求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

両計画の間で記載内容が共通する箇所に関する記載内容のあり方について、令和3年度中に地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から地域再生計画の作成に関するさらなる支援などの検討を行い、結論を得る。複数事業がある場合の包括的な地域再生計画の認定及び施設整備計画の記載については、仮に包括的な計画とした場合でも、個々の事業を単に束ねるだけになってしまうため、必要性が感じられない。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し

提案団体

兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいくつに加えて、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。

【支障】

第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条
子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)
「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成 26 年1月 20 日
内閣府通知)
「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成 31 年4月 23
日内閣府通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保
市、宮崎県、全国町村会

○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながるこ
とが期待される。
○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に
係る手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを
把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、
数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よっ
て、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自
治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。
○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定
することができないため算定方法を選択制としてほしい。
○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出している
が、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかってきており、多大なコストがかかっている。
○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。
○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出
したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのた
め、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護
者 2,000 人、約 40 項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3
期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値
等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国
の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところ
であり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市
町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
等を踏まえて検討していくものと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案において示したとおり、第1期(平成 27 年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の計画策定に際し
て、実態にそぐわない「量の見込み」算出結果となった事例が既に複数発生している。
内閣府子ども・子育て本部として地方自治体の計画策定に関する状況調査を行うなどにより、地方の実情をよく
把握いただいた上で、アンケート結果に基づき量の見込みを算出する項目の見直しや、実態に即した量の見込
みが算出できるよう算出方法について研究し、算出に係る手引きを再考されたい。
また、第2期の計画策定時においては、計画策定期限の約1年半前に算出に係る手引きが示されたが、第3期
の計画策定に関しては、地方自治体の負担軽減のため、前述の策定に係る事務作業の軽減とあわせ、計画策
定に関する方針を、計画策定期限の1年半より早期に提示いただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

計画と実績の乖離を小さくするとともに、事務負担軽減につなげるため、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○子ども・子育て支援法第61条4項は「・・・子どもの保護者の・・・意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」としているが、アンケートのみが、意向その他の事情を勘案できる適切な手法であるとはいえないのではないか。

○次期計画策定の手引きにおいては、これまで市町村が蓄積してきたノウハウや調査結果及び実績を勘案しながら、各市町村にあわせた合理的な方法で算定を行うことができるよう、アンケート調査以外の方法を示すべきではないか。

○アンケートに関しても、実態と乖離が生じている項目を見直し、実態を的確に把握することができる必要最小限の項目に限定すべきではないか。

○労働力調査や女性の就業率データ等、国で実施されている調査結果を市町村単位で公表し、市町村が計画策定の際に活用できるよう示すべきではないか。

○市町村子ども子育て支援事業計画の策定には、基本指針が示されてから1年半ほどの準備期間がかかることから、次期計画策定については、市町村において令和5年度中には作業を始める必要があることから、手引きにおける「量の見込み」の算出方法を令和4年度末までに示すべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1・2期の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に係る手引きにおいて、潜在ニーズも含めた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（以下「教育・保育等」という。）の量の見込みの算出に当たっては、アンケート調査以外の方法も可能であることは記載しているところであるが、ご提案を踏まえ、改めてよりわかりやすく周知することを検討したい。

なお、各地域で必要となる教育・保育等の量は地域の実情によって様々に変化するものであり、第1・2期の計画策定の手引きではその標準的な算出方法を示したものであって、実態と乖離する場合には、地域の実情に即したより効果的、効率的な方法を取ることは可能である。その際、例えば、手引きに記載されている算出方法の一部変更やアンケート項目の追加・変更・削除などの方法も考えられる。

また、第3期の計画策定に関する手引きについては、地方自治体の負担軽減の観点も含め、計画策定期限の1年半より早期に提示することも今後検討したい。

なお、労働力調査については、一部の結果（モデル推計値）について都道府県別に公表されているが、当該調査は、日本全体の就業・不就業の実態とその変化を推計することを前提として設計された標本調査であり、都道府県別の推計を前提とした標本抽出を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国の結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから、都道府県別の結果の利用に当たっては注意を要するとされている。また、同様の理由により、市町村別のデータは公表されていない。

<参考>労働力調査（基本集計）都道府県別結果（総務省統計局 HP）

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.html>

<参考>女性の就業者数及び就業率（内閣府男女共同参画局 HP）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-01.html

※労働力調査（基本集計）より作成されたもの。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(16)子ども・子育て支援法（平24法65）

(v)市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）における量の見込みの算出方法については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用い

ることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:文部科学省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

161

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地域再生計画認定手続きの見直し

提案団体

徳島県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。

具体的な支障事例

交付金実施計画の提出とほぼ同時に、地域再生計画も提出する必要があるが、実施計画については事前相談後に国から受けた指摘事項について提出期限間際まで修正や調整を行うため、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

計画策定に係る時間と手間が削減されることにより、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

- ・地域再生法5条
- ・地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知)
- ・令和3年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(令和2年12月22日内閣府地方創生推進事務局)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、柏市、横浜市、川崎市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、鳴門市、美馬市、上板町、つるぎ町、高松市、長崎県、熊本市、宮崎県、延岡市

- 実施計画に関する県からの問い合わせや資料提供依頼は、提出期限が大変短く、対応困難な場合があり、各計画の提出時期が異なれば、町における事務作業の負担が軽減される。
- 地方創生推進交付金に係る地域再生計画については、地方創生推進交付金実施計画とほぼ同様の内容を転記しているだけであるため、同実施計画を地域再生計画とみなすなど、両計画を一体化することで、策定に係る事務の軽減につながる。
- また、現行制度では、計画変更手続きについても、両計画について同様の手続きを個別に行う必要があるため、両計画が一体化されれば、事務軽減につながる。

○地方創生推進交付金の申請と再生計画の提出、採択(認定)がほぼ同スケジュールであるため、同時進行で作業しなければならず負担となっている。また、交付金の採択時に発生する修正作業もそれぞれ行わなければならない、煩雑となっている。

○当市においても、地方創生推進交付金に係る業務において、実施計画と地域再生計画を同時期に作成する必要があるため、職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第1次回答

【回答】提案のご趣旨を踏まえ、令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。

【補足】

まずもって、年度当初の交付決定については、平成29年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことから、スケジュールを前倒しし、地方公共団体による年度当初の事業着手を前提とした申請期間及び審査期間を設定していることにご留意いただきたい。また、新年度予算案が決定する閣議決定(令和3年度第1回は12月下旬)後の事務連絡の発出から、交付決定(令和3年度第1回は4月1日)までの審査等については、タイトなスケジュールとなっていることについても、ご理解いただきたい。

年度当初滞りなく事業を開始できるよう、年度末に再生計画の認定を行っているが、2,000件弱の計画の認定に係る審査と並行して、地域再生法5条第17項に基づく認定に当たっての関係各省庁との協議、交付金担当との調整を行っており、また内閣総理大臣の認定を行うために必要な決裁手続を踏む必要があることから、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについてご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年度中に申請期間のあり方について検討を行い、結論を得るとのことだが、具体的な支障事例において記載したように、実施計画と地域再生計画を同時進行で作成する作業が大きな負担となっていることから、係る負担が解消されるよう、実施計画と地域再生計画の提出期限について、少なくとも2週間以上間隔を空けるなど、十分な期間が確保されるような形での検討及び結論をお願いしたい。

なお、仮に実施計画と地域再生計画の提出期限の間隔を空ける場合であっても、大前提として、実施計画の提出期限を前倒しにする等、地方に負担を転嫁する形の見直しは行わないようにしていただきたい。

現在の国における手続上、申請から認定までタイトなスケジュールとなっていることについては、一定の理解をするが、仮にこれ以上のスケジュールの短縮が困難であるならば、極めて多岐に渉る項目を記載することとなっている現行の実施計画様式の簡素化を図ること等、行政の効率化の観点からも、実施計画と地域再生計画のあり方について見直しを行い、地方において、現行のスケジュール内で余裕を持った対応が可能となるよう所要の見直しを行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

地方創生推進交付金の申請に当たって策定が求められている計画について、必要最低限の内容とするとともに、内容の重複が見られるものは統廃合などの見直しを行うこと。

【全国町村会】

一層の事務負担緩和のため、提案団体の意見を踏まえて適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○計画策定等の義務付けに関しては、法定された条項数が、過去10年間で約1.5倍に増加するなど、国会や全国知事会においても強い問題意識が示されているところであり、本提案に関しては、まずは法令上の対応を基本として見直しを検討いただきたい。

○地方公共団体の事務負担が軽減されるよう早期の見直しが必要であるところ、提案された各項目に関する検討の進捗状況や方向性、見直しに係るスケジュールについて、2次ヒアリングにおいて具体的に示していただき

たい。

○地方公共団体の意見を定期的に聴取し、地方公共団体の事務負担軽減に向けて絶えず制度を更新いただきたい。

各府省からの第2次回答

令和3年度中に、地域再生計画及び実施計画の申請締切日の不一致が可能か、地方の意見等を改めて聴取した上で、申請期間のあり方について検討を行い、結論を得る。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化

提案団体

三宅町、浜松市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。

具体的な支障事例

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。
そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。
なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が物品の価額を算定するに当たっての判断基準等が示されることにより、自治体側が確認すべき事項を理解した上で、寄附価額の算定作業等を進めることができ、寄附受付業務の円滑化が期待できる。
また、事業者側が自治体に提出すべき書類等を予め準備することが期待できるため、寄附の募集及び受け入れに当たっての事業者との調整も円滑に進むことが期待できる。
さらに、自治体が活用を検討している事業において、事業者からの物品による寄附を積極的に募集することにより、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

根拠法令等

地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)〈事業実施・実施状況報告編〉(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香芝市、高松市、高知県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市

○昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、医療用資材等の物品の寄附が多数あった。今後も物品による寄附が予想され、寄附価額の算定方法や寄附物品の取り扱い方法等手続きが明確化されることで、地方創生応援税制の活用を積極的に検討することができる。企業に対し、物品の寄附を積極的に募集することで、企業版ふるさと納税を活用した寄附の増加が期待できる。

○同様のことがあった場合には、額の算定に相当苦慮するものと思われる。

○当県においても、事業者より物品による寄附の申し出があったが、寄附価額の評価方法等の手続きが明確化されていないため、都度内閣府及び税務署への確認を要し、寄附の受入に支障が生じている。

○当県においても物品による寄附の申し出が複数件検討されており、同様に寄附額の価額算定に苦慮している。については価額算定方法等に一定の指針を示していただきたい。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、当市においても同様に、フードロスやSDGs、子ども・子育て支援の観点から、乳児及び妊産婦用物品の寄附の申し出があり、物品価額の算定や受領後の取り扱いの検討に苦慮したところである。（本件は結論として企業版ふるさと納税の活用はなかった。）全国的に見れば、災害用コンテナハウスや楽器（個人版ふるさと納税）による寄附が行われるなど、今後も現金以外での物品による寄附件数は増加することが予想され、自治体や内閣府においても一定の判断基準が必要となる。そのため、寄附を認める物品の種類（固定資産や一般消耗品）や、物品価額の算定方法、受領後の取り扱い方法など、一般的なガイドラインを作成し、税務署とも事前に協議・調整いただくことで、自治体や寄附企業の事務効率化を図ることはもとより、事業者からの物品寄附の積極的な募集など、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

各府省からの第1次回答

【内閣官房・内閣府】

物品による寄附については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A＜事業実施・実施状況報告編＞」に記載しているように、一般に、「当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領」することを求めている。

すべての現金以外の資産について価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体のニーズ等を調査した上で、国税及び地方税の取扱いも踏まえながら、明確化の必要性が高い現金以外の資産の範囲や寄附受領後の手続きの在り方等に関する論点整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【財務省】

法人税法上の寄附金の額については、贈与の時における価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額としている。

このため、個々の具体的な事実関係に応じて判断することになり、一律にその価額の算定方法をお示しすることは困難であるが、内閣府から手続の明確化について協議があれば応じてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

多種多様な物品による寄附が想定されるため、すべての資産についての価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを全て示すことが困難であるという認識をしている。

もっとも、物品による寄附が制度上認められており、また、多くの事業者からの寄附の申し出が予定されている状況においては、できる限り手続きを明確化していただき、地方創生応援税制を利用しやすい制度にさせていただくことで、官民連携による地方創生のさらなる推進を行うことができると感じている。

そのため、地方創生応援税制における物品による寄附の手続きについては、速やかな検討と指針を定めるなどの適切な措置をお願いしたい。また、価額の算定方法については、国税庁ホームページに掲載しているタックスアンサー（よくある税の質問）等と同様に、想定される代表的な物品寄附の取扱いについて、できる限り価額の算定方法の明確化についての適切な措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

全ての現金以外の資産について寄附受領後の手続を示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体の意向等を踏まえた上で、寄附受領後の手続のあり方に関する考え方の整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のでできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
また、法人税法上の寄附金の額については、個々の事実関係に応じて判断することから、一律にその価額の算定方法を示すことは困難であるが、地方公共団体の意向等を踏まえ、令和4年度中のでできるだけ早い時期に、価額の算定の考え方を示すことを検討し、必要な措置を講ずる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(8) 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。

(関係府省:内閣官房及び財務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付の廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第57条を改正し、子育てのための施設等利用給付の代理受領における施設等から保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を廃止する。
また、適切な事務の執行に資するため、自治体向けFAQに当該改正内容を追加する。

具体的な支障事例

施設等利用給付について、保護者の利用料負担の軽減が図られることから、代理受領の実施が国により推奨されているところであるが、代理受領の場合であっても施設等は保護者一人一人に提供証明書を交付する必要があり、施設等にとって大きな事務負担となっている。

この保護者への提供証明書交付の必要性については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日)」第3-6項後段において給付の適正化にかかる観点が見られている。

これは、提供証明書の交付によって保護者が代理受領における施設等利用料を把握しつつ、給付上限額との差額を市町村に対して償還払い請求をすれば、施設側が市町村に対して実際の利用料よりも高い金額について代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になるという理由に基づくものである。しかし、前述の効果は、代理受領と償還払いが混在し、かつ、複数の施設を利用しかつ利用料の合計が上限額に達する場合等といった限定的なものであると考えられる。また、保護者に対して交付する提供証明書に代わり、施設が保護者に配布している募集要領や重要事項説明書等に、本来の利用料と施設が施設等利用費を代理受領する旨を併記する等の方法によっても、保護者は自らの利用料を把握でき、適正給付の目的を達することができる。

さらに、代理受領時において、提供証明書を受け取った保護者が自ら請求を行う必要があるものと誤解し、市町村に対して請求を行うことにより、二重請求が発生し、その対応が市町村に求められるケースも想定される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保護者への提供証明書の交付を廃止することにより、施設等の事務負担の軽減が図られ、市町村にとっても提供証明書に関する問い合わせ等の対応が省略できる。

また、当該提供証明書の交付事務は、市町村が施設等に対して行う指導監査の対象事項であることから今回の見直しにより、指導監査の効率化にも寄与できる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 30 条の 11
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第 56 条、第 57 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、広島市、高松市

○提供証明書の交付は施設の負担になるとともに、市での確認事務においても負担となっているが、提供証明書に記載された「提供された日」と認定期間が合っているかを確認する必要がある。そのため当市では様式を見直し、領収書兼提供証明書として1枚の様式としている。

各府省からの第 1 次回答

特定子ども・子育て支援提供者（以下、「提供者」という。）が、施設等利用給付の法定代理受領をする場合については、保護者が子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握できるようにすることで、提供者の不正な受給を認識できる契機とするため、市町村のほか保護者に対しても、特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、「提供証明書」という。）の交付を義務付けている。
ご提案の内容については、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議（全国市長会・全国町村会推薦の 12 自治体がメンバー）でも既に議題となっており、提供証明書の交付を必要とする施設類型の範囲等について、当該会議で検討していく予定である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提供証明書の交付廃止は、施設の負担軽減及び市町村事務の簡素化・効率化に資するものである。
提案内容について、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議で検討予定とのことですが、この会議での議論を踏まえた交付廃止に向けての今後の検討スケジュールをお示しいただいた上で、早期に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 57 条）を改正いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

1 次回答にもあるとおり、特定子ども・子育て支援提供者（以下、「提供者」という。）が、施設等利用給付の法定代理受領をする場合については、保護者が子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握できるようにすることで、提供者の不正な受給を認識できる契機とするため、市町村のほか保護者に対しても、特定子ども・子育て支援提供証明書（以下、「提供証明書」という。）の交付を義務付けている。
ご提案の内容については、幼児教育・保育の無償化に関する市町村実務を検討する会議（全国市長会・全国町村会推薦の 12 自治体がメンバー）でも既に議題となっており、提供証明書の交付を必要とする施設類型の範囲等について、当該会議で検討していく予定である。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【内閣府】
(16) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）
(iii) 特定子ども・子育て支援施設等（7 条 10 項 1 号から 3 号までの施設に限る。）の利用に関して、特定子ども・

子育て支援提供者(30条の11第3項。以下この事項において「提供者」という。)が、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)から施設等利用費(30条の2)の支払を受ける場合については、提供者及び市町村の事務負担を軽減するため、令和3年度中に府令を改正し、提供者から施設等利用給付認定保護者(30条の5第3項)に対する特定子ども・子育て支援提供証明書の交付を不要とし、その旨を地方公共団体に周知する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生推進交付金の交付申請の円滑化に向けた見直し

提案団体

高知県、新潟県、浜松市、徳島県、香川県、愛媛県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地方創生推進交付金の内示を早期に行うなど、交付申請の円滑化のために申請に係る情報共有の在り方等を見直すように求める。

具体的な支障事例

地方創生推進交付金交付要綱(平成28年8月1日府地事第291号)第3条において、「内閣総理大臣が別に定める日までに、大臣に対し、別記様式第1による交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする」とある。(地方創生拠点整備交付金交付要綱(平成29年2月6日府地事第89号)第4条もほぼ同様)
例年、3月29日頃内示があり、4月1日は県が市町村分を取りまとめて交付申請書を提出するという非常にタイトなスケジュールとなっていることから、各団体において十分な内容精査が行えないなど、事務処理の適正化に支障をきたしているほか、年度末から当初にかけた事務負担が非常に増大している。
<考えられる方法>
・国の内示時期を早める(他省庁の交付金はもっと早い時点で内示がある)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方創生推進交付金の内示を前倒しする等により、地方における適正な事務処理が可能となる。また、各団体の時間外勤務等に係る人件費の削減や、働き方の改善にもつながる。

根拠法令等

地方創生推進交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、茨城県、千葉県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、京都市、城陽市、兵庫県、鳥取県、高松市、高知市、福岡県、久留米市、長崎県、熊本市、宇土市、大分県、宮崎県、宮崎市、延岡市

○「不採択」の通知を受けた場合、事業実施の可否等について、通知後速やか、かつ短期間に財政部門と協議する必要があるなど、事務負担が増大している。
○当市においても交付申請においては非常にタイトなスケジュールでの申請となっており、十分な内容精査の時間が確保できない状況にあるため、スケジュールを改善いただければ制度のより高い事業設計を行うことが可能と考えられる。

○当県でも、推進交付金の交付事業数は市町村分だけで 100 件を超えており(令和2年度)、交付申請の際、実施計画の提出も必要であることから、短期間での内容精査、修正依頼等の事務負担は非常に大きい。
○当市においても、地方創生推進交付金などに係る業務において、内示時期が年度末となることにより、年度末から当初にかけての職員の負担が大きくなっている。事務の効率化に向けた見直しにより、職員の負担が軽減されると考えられる。

各府省からの第 1 次回答

【回答】提案 134 において回答したように、内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。
【理由】内示(採択事業の公表)は新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているため。地方創生推進交付金の内示(令和3年度第1回募集は3月下旬、HPでも事業名・金額を公表)については、新年度予算の国会での成立を受けて可及的速やかに行っているところであり、予めその日程を具体的に予見することはできず、内示時期の前倒しを行うことは困難である。
内示後の交付決定時期については、平成 29 年度の地方分権改革に関する提案募集や複数の地方公共団体からの提案において、年度当初からの事業着手を可能とすることについて求められたことを受け、平成 30 年度から、年度当初の交付決定としているところであるが、必ずしも、年度当初の交付決定にこだわらないとの地方公共団体の意見が大勢であれば、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると認識している。
なお、毎年、交付金の申請を受け付けるための事務連絡発出(令和3年度第1回募集は12月下旬)の際、同事務連絡において、3月下旬に内示を行う予定であること、及び4月上旬に交付決定を行うことについて周知を行っているところである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

内示から交付申請書提出のスケジュールがタイトになっているため、1日でも早い内示及び事前の情報提供をお願いしたい。
当県では、県内市町村の事務作業時間を考慮し、県予算成立日の翌日に内示を行っている補助金等もあるため、国においても予算成立日の翌日に内示を行うなど、少しでもスケジュールを前倒しできる仕組みを検討していただきたい。今年度で言えば、令和3年3月26日に新年度予算が国会で成立しているが、内示は3月30日となっている。これを国会での予算成立の翌日である3月27日に内示をいただければ、3日間の申請期間が新たに確保され、大きな事務負担の平準化が図られる。
また、交付決定時期を現行の運用より後ろ倒しにすることについて検討の余地があると回答いただいたが、以前は、交付決定が5月～6月ごろになっていたため、交付決定までの期間は事業の着手が保留となったり、年度当初に着手すべき事業は一般財源で対応になるなどの支障があったために、交付決定の前倒しの提案が複数あり、現在の4月1日の交付決定となった経緯がある。
このことから、交付決定日の後ろ倒しについての検討ではなく、4月1日からの事業開始に向けた1日でも早い内示の検討により、年度当初のタイトなスケジュールを解消していただきたい。
加えて、共同提案団体からの意見として、全ての事業が4月1日着手ではないので、4月1日から一定の期間内に自治体が任意に選択した日付で交付申請し、業務の分散化が図れるように検討していただきたい。例えば、4月1日からの事業とそれ以外の事業で申請を2回に分けるなど、自治体が申請の時期を選択できるよう検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

内示時期の前倒しを行うことは困難であるが、交付決定時期を変更する必要があるかどうかにつき、地方公共

団体の意見を聴取したうえで、今年度中にその要否・可否について検討し、結論を得る。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(12)地域再生法(平17法24)

(i)地方創生推進交付金については、地方公共団体の交付申請の円滑化に資する情報を令和4年度事業に係る交付手続から地方公共団体に提供する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

202

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当制度における住所を変更した日の基準を転出予定日から住所異動の確定日へ見直し

提案団体

八王子市、福井市

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

現在、児童手当制度において「住所を変更した日」は、転出予定日を基準としているが、これを住所異動の確定日(転入をした日)に改める。

(具体的には、児童手当法第8条第3項における「住所を変更した日」は、原則として住所異動の確定日を基準とし、転出予定後、長期間転入処理が行われない場合のみ、調査の上、職権で転出予定日より受給資格を消滅する形にされたい。)

具体的な支障事例

現行の児童手当制度において「住所を変更した日」の基準とされている転出予定日は、転出元の自治体でのみ把握している情報であり、転入先の自治体では把握することが出来ないため、紙ベースの連絡票(各自治体で発行を行っている場合)や電話照会により転出予定日を確認しなければならず、事務の手間が非常に多く、二重支給の原因にもなっている。

現在の「住所を変更した日」に関する解釈は昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通知によって示された非常に古いものであり、住民基本台帳の異動情報が自治体間で電子的にやり取りされている現状とそぐわない。行政処理の合理化を推進する観点からも、原則として「データ照会可能な情報(自治体が住民基本台帳ネットワークシステムで確認できる情報)である住所異動の確定日(転入した日)」を使用するべきであり、システムによる情報照会が不可能な項目(転出予定日)を基準とする運用は非合理であるため、改めるべき。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童手当制度における「住所を変更した日」の基準を「住民異動の確定日」とすれば、転出元及び転入先の双方の自治体において住民基本台帳ネットワークシステムを活用して「住民異動の確定日」を確認することができるようになる。これにより転入先の自治体がいつの時点から児童手当を支給すべきかを確認することができるようになり、二重支給を抑制することができる。また、転出予定日を連絡票や電話照会により確認する事務もなくなり、転出元及び転入先の双方の自治体における行政の効率化に資する。

現在は、転出先の自治体において「転出予定日」を確認できるように、転出元の自治体において転出する市民に紙ベースの連絡票を交付し、当該市民が転入先の自治体において交付された連絡票を提出するといった取組を任意で行っているが、「転出予定日」の確認が不要となれば、かかる取組も不要となり、住民の利便性も向上する。

根拠法令等

児童手当法第7条第3項、第8条3項

児童手当関係法令上の疑義に対する回答について(昭和47年2月18日付児手第20号厚生労働省課長通

知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、須賀川市、ひたちなか市、豊橋市、茨木市、宇和島市、高知県、大村市、熊本市

○消滅日の確認を転出元からの転出連絡票を受給者が持参していれば切れ目なく受給できるように受付をすることができるが、転出連絡票を受給者が持参していない場合、認定時において転出元へ電話等で照会をしている。その際、転出元が転出予定日ではなく確定日で誤って回答する事例があり、支給漏れが発生する事がある。こうしたことから、確定日をもって消滅処理をする事は実態とも合致するため、合理的と考える。

○当市においても、転出予定日は転出元の自治体でのみ把握している情報であるため、転出元へ電話照会により転出予定日を確認しており、業務負担は膨大である。また、「転出予定日」を基準とする場合、申請が遅れると遅れた月分の手当を受けることができず、市民にとって不利である。「住所を変更した日」の基準を「住民異動の確定日」とすれば、受けることができない手当も発生しないため、市民にとって不利益が生じないとする。

○当市において、転出予定日と実際の転出確定日を大きく変更されたため、児童手当の過払いが生じ、返還請求について受給者とトラブルになっている事案が生じている。特に、転入先の自治体と切れ目なく受給できないことが、受給者の不満につながっている状況である。都合により月をまたいで転出予定日と確定日が変わってしまうことはあり得るため、双方の自治体で確認可能な転出確定日での処理は有効である。

○当市においても、同様の事案は多く、事務効率化及び二重支給防止の観点から、「住所を変更した日」＝「転入をした日」とすることが望ましい。

各府省からの第1次回答

児童手当法第8条第3項に規定する「住所を変更した日」を住民基本台帳法上の転出の予定年月日とする取扱いとしているのは、大多数の場合において、転出の予定年月日またはこれに近い前後の日に転出(入)するものと考えられること、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること(「住民基本台帳事務処理要領」(昭和42年10月4日各都道府県知事あて自治省行政局長等連名通知)第2の2の(1)のウを参照)等に基づき、転出の予定年月日から15日以内に認定請求を行なうことができるのが通例であると判断できることによるものである。

「住所を変更した日」を住所異動の確定日(転入をした日)として取扱う場合には、転出者が転入の届出を行うまで児童手当の支給事由消滅日が確定しないことから、転出元の市町村においては、受給事由消滅届に基づく支給事由消滅処理が困難となり、却って転出者の状況確認や支払の差止処分等に伴う事務負担が増える恐れがあることなどから、慎重に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出元自治体における消滅日確認事務負担が増大するとの懸念であるが、1次回答にもあるとおり「大多数の場合において、転出の予定年月日又はこれに近い前後の日に転出(入)するものと考えられる」ため、データ連携された確定日の確認以外に別途状況確認が必要となるような(消滅事由日の確定が困難な)事例はごく少数のはずである。

現行の転出予定日による運用では、手作業による確認以外対処する方法がなく、認定の誤りが発生する確率も高くなる。一方、データとして連携可能な住所異動の確定日を使用すれば、処理の多くがシステムによる確認となり、自動化が可能になると考えられ、長期的にみて、住所異動の確定日を使用した場合の方がより事務処理の効率化を図れると思われる。

なお、児童を含む世帯が転出予定となり、その後長期に渡って住所が確定しないといった場合、自治体はその状況確認を行うのは公益性のある事務であり、一定の事務負担が生じてもこれを行うことには合理的な理由があるものとする。

住民の利便性、行政事務の効率化に寄与するものであるため、速やかに実態を調査いただき、実施に向け具体的に検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答でも述べているとおり、「住所を変更した日」を住民基本台帳法上の転出の予定年月日とする取扱いとしているのは、住民基本台帳の事務処理としては転出の予定年月日をもって住民票が消除されること等を踏まえたものである。

住所を変更した日を「住所異動の確定日」とした場合には、受給者から転出届が提出されても、転出元の自治体が児童手当等の支給終了月を即時に確定できないことになる。仮に消滅事由日の確定が困難な事例が少数だとしても、全国の自治体における事務手続を見直すこととなれば、個々のシステムを含め少なからず影響が及ぶ可能性があり、その実施に当たっては慎重な検討を要する。

まずは提案団体において、「データ連携された確定日の確認以外に別途状況確認が必要となるような(消滅事由日の確定が困難な)事例はごく少数」と考えられること及び「長期的にみて、住所異動の確定日を使用した場合の方がより事務処理の効率化を図れると思われる」ことの根拠となるデータの提供をお願いしたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—